

令和 4 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 49 |

令和 5 年 3 月 1 4 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

令和5年3月14日 火曜日

午前10時00分開議

午後 3時22分閉議（実時間240分）

委員 木村博幸君

委員 谷口徹君

委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第4号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第13号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算
1. 議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第23号・市道路線の廃止について
1. 議案第24号・市道路線の認定について
1. 議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 議案第30号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ有料指定袋の商品形態の変更について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	谷脇信博君
市民環境部次長	嶋田和博君
環境施設課長	竹下圭一郎君
循環社会推進課長	田中和彦君
環境課長	中川順一君
建設部長	沖田良三君
建設部次長	高木剛生君
建設部次長	西竜一君
建設部次長兼建築指導課長	宮端晋也君
下水道総務課長	福浦亮二君
下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長	上村和寛君
下水道建設課主幹兼水処理センター場長	西尾和純君
理事兼住宅課長	早木浩二君
住宅課主幹兼市営住宅係長	吉野文博君
都市整備課長	深川洋光君
理事兼土木課長	竹原彰吾君
経済文化交流部	
商工・港湾振興課主幹兼港湾振興係長	大江田浩隆君

○記録担当書記

谷口一輝君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建

設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○委員長（上村哲三君） それでは、まず最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。

それでは、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、第4款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、嶋田次長より説明をいたさせますので、御審議方よろしくお願いたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 市民環境部の嶋田でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 予算書の3ページを御覧ください。

第4款・衛生費で、補正前の額45億9048万4000円に補正額666万6000円を計上し、補正後の額を45億9715万円とするものです。このうち、市民環境部に関連する3件、補正額585万円に関し、説明をさせていただきます。

続きまして、17ページをお開きください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎

場管理費で162万4000円を補正し、補正後の額を6283万円とするものです。

内容につきましては、右側の説明欄にありますとおり、生活環境事務組合負担金事業（火葬場分）に係る費用でございます。これは、本市と氷川町の住民が、東陽町にあります八代生活環境事務組合斎場と松崎町にあります本市斎場のどちらの施設も同額で利用できるよう、斎場相互利用協定を締結しております。今年度につきましては、旧八代市及び坂本町の住民が、同組合斎場を予定より多く利用したことから、不足いたします斎場相互利用負担金162万4000円を補正するものです。

次に、18ページを御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費で2000円を補正し、補正後の額を2億9640万3000円とするものです。

内容につきましては、建設部が所管します泉地区長期償還利子事業で、令和3年度の下水道債及び過疎債について、借入れを実施したところ、予定していた利率を上回ったため、利子の不足額を補正するものです。

次に、その下の目5・塵芥処理費では422万4000円を補正し、補正後の額を14億408万2000円とするものです。

内容につきましては、説明欄にありますとおり、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業に係る費用でございます。この事業は、入札による一般廃棄物収集運搬業務委託契約は違法であるとして、令和元年7月24日に千丁町の一般廃棄物収集運搬業者から、本市を被告として提起された損害賠償請求事件への訴訟対応事務でございます。

この訴訟につきましては、令和3年9月15日に熊本地方裁判所、令和4年4月22日には福岡高等裁判所におきまして、共に本市の主張を全面的に認める判決が言い渡されましたが、

これを不服とする原告から、上告受理申立ての
手続が取られ、その後、最高裁判所で審理され
ていたところでございます。

先般、最高裁判所から、本件を上告審として
受理しないとの通知が届きましたことから、最
終的に本市の勝訴が確定したものです。

これを受け、代理人弁護士に報酬を支払う必
要が生じたため、訴訟関係経費として、報酬金
422万4000円を補正するものです。

なお、この報酬金の支払いにより、本事業に
係る事務は全て完了いたします。

以上で、八代市一般会計補正予算・第13号
中、市民環境部関係分の説明とさせていただきます。審査のほど、よろしくお願
いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑をお願いしま
す。

○委員（太田広則君） 確認です。生活環境事
務組合負担金事業（火葬場）、旧八代市、坂本
町、予定より件数が増えたということでした。
何件に対して何件増えたんでしょうか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 環境施設課
の竹下でございます。

当初の予定が約190件、今回の予定が約3
00件となっております。

以上でございます。（委員太田広則君「分か
りました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですね。

ほかにありませんか。ないでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 訴訟されて、敗訴され
た業者というのは、健在で、事業を進めておら
れますか。ちょっとお答えください。事業され
てますか、継続して。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 原告となら
れた業者様の件ですが、現在、本市の業務を受
託しておられます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第
4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時07分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設
部より説明願います。

○建設部長（沖田良三君） 皆様、おはようご
ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）建設部長の沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案
のうち、議案第1号・令和4年度八代市一般会
計補正予算・第13号の建設部所管分につつま
して、高木次長より説明いたさせますので、御
審議方よろしくお願いたします。

○建設部次長（高木剛生君） おはようござい
ます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）建設部、高木でございます。よろしくお願
いいたします。着座にて説明させていただいて
よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手
元の議案第1号・令和4年度八代市一般会計補
正予算書・第13号をお願いいたします。

20ページをお開きいただき、上の表を御覧
ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目4・橋
梁維持費は、補正額900万円を増額補正し、
9937万8000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出

金が495万円、地方債が400万円、一般財源が5万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を900万円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業でございます。国の補正予算に伴い、令和5年度に予定しておりました事業の一部を前倒しして実施するものでございます。

次に、20ページ中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、補正額707万1000円を増額補正し、3億2534万3000円としております。

補正額の財源は全て一般財源で、その内訳は、節18の負担金補助及び交付金でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております八代港県営事業負担金事業であり、これは、国及び県が進めております港湾整備事業におきまして、国の補正予算に伴い、追加となる事業負担金を増額補正するものでございます。

次に、20ページ、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目2・街路事業費は、補正額5157万1000円を増額補正し、1億6441万4000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1792万9000円、地方債が3360万円、一般財源が4万2000円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を649万6000円、節14・工事請負費を2517万4000円、節16・公有財産購入費を418万8000円、節18・負担金補助及び交付金を1571万3000円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております西片西宮線道路整備事業が3585万8000円、南部幹線道路整備事業が1571万3000円でございます。

まず、西片西宮線道路整備事業につきましては、国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するため、補正をお願いするものでございます。

また、県が事業を進めている南部幹線道路整備事業につきましても、同じく国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するため、その負担金を増額補正するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第1号、建設部所管分の2ページを御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業を茶色で、八代港県営事業負担金事業を青色で、西片西宮線などの街路事業を黒色で、それぞれの事業箇所を示しております。

以上、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があればお願いいたします。

○委員（木村博幸君） ページ、20ページで、八代港の事業について、国の追加というようなことでありましたが、追加事業が約700万円というようなことですが、この追加事業の内容、分かれば教えていただければと思います。

○商工・港湾振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） 商工・港湾振興課、大江田でございます。よろしく願いいたします。

委員お尋ねの追加事業分につきましてはですが、詳細につきましてははですね、年度内での事業の変動とかもありますので、純粋に700万円分が増額ということではないんですけども、具体的に追加になった事業といたしましては、水深14メートル航路の事業に伴う大築島南の護岸の整備事業、それから外港地区の泊地

と航路のしゅんせつ、こちらが追加分となっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時16分 小会）

（午前10時17分 本会）

◎議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の福浦でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） それでは、議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算につきまして、予

算書の1ページをお願いいたします。

第1条に記載のとおり、今回の補正は、繰越明許費でございます。

2ページを御覧ください。

款、項、農業集落排水事業、事業名、東陽地区一般事務事業、金額は374万円といたしております。

繰り越す理由といたしましては、東陽地区の農業集落排水処理施設の汚泥を沈殿させる槽の上澄みを排水するための装置取替えが必要となったものの、取替え部品の納期が遅れており、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

以上で、議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第4号・

令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） それでは、議案第4号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算につきまして説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、第1項で、歳入歳出補正予算の総額に、それぞれ2000円を追加し、5067万5000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表、歳入歳出補正予算に記載しております。

それでは、本補正予算につきまして、3ページからの説明書を基に御説明いたします。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。款5・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金、補正前の額1868万5000円に補正額2000円を追加し、1868万7000円としております。

下段の歳出を御覧ください。款2、項1・公債費、目2・利子、補正前の額110万1000円に、補正額2000円を追加し、110万3000円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

増額した理由といたしましては、泉地区長期償還利子事業において、借入利率を0.105%と見込んでいたものの、実際の利率が下水道債0.2%、過疎債0.3%となり、予算に不足が生じたことが原因でございます。

以上で、議案第4号・令和4年度八代市公共

浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時23分 小会）

（午前10時23分 本会）

◎議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。隣が、下水道建設課長の奥村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について御説明いたします。

補正予算書・第2号をお願いします。

今回の補正の内容は、昨年の12月2日に成立しました国の令和4年度第2次補正予算書により、社会資本整備総合交付金の内示がありましたことから、これを活用し、中央ポンプ場改築工事及び水処理センター設備の詳細設計などの事業推進を図るため、所要の事業費につきまして、補正をお願いするものです。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量では、主要な建設改良事業のポンプ場施設整備費で3000万円を追加し、補正後の額を4億3956万円に、水処理センター施設整備費で5000万円を追加し、補正後の額を1億8118万9000円としております。

次に、第3条の資本的収入及び支出では、まず、収入の第1款・資本的収入、第1項・企業債で4000万円、第2項・補助金で、同じく4000万円を、それぞれ追加し、資本的収入の補正後の総額を24億4049万4000円としております。

2ページをお願いします。

次に、支出では、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費で8000万円を追加し、資本的支出の補正後の総額を34億8995万4000円としております。

なお、補正後の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、第4条、企業債では、資本的収入における企業債の増額に伴い、起債の借入限度額の変更を行っております。

続きまして、3ページからが下水道事業会計補正予算に関する説明書でございます。

5ページが補正予算の実施計画、6ページが資本的収入及び支出の明細でございます。

6ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で4000万

円を追加しまして、補正後の計を13億7320万円としております。

次に、項2・補助金、目1・国庫補助金で4000万円を追加しまして、補正後の計を5億8950万円としております。

7ページをお願いします。

支出につきましては、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目2・ポンプ施設整備費で3000万円を追加しまして、補正後の計を4億3956万円としております。

補正額の内訳としましては、平成29年度から実施しております中央ポンプ場改築工事の5期目として2000万円、ストックマネジメント改築修繕計画に基づき実施する中央・松崎中継ポンプ場ストックマネジメント工事1000万円を予定しております。

次に、目3・水処理センター施設整備費で5000万円を追加しまして、補正後の計を1億8118万9000円としております。

補正額の内訳としましては、ポンプ場施設と同様に、ストックマネジメント改築修繕計画に基づき実施する水処理センターストックマネジメント改築詳細設計業務委託2000万円、耐水化に伴う経費としまして、工事請負費3000万円を予定しております。

なお、それぞれの予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料を、後ほど御参照いただければと思います。

また、今回の補正予算につきましては、全額繰越しを予定しており、後ほど説明いたします令和5年度当初予算と合わせまして、事業を推進していく予定としております。

以上、議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があったらお

願います。ありませんか。

なければ、以上で質疑を……

○委員（木村博幸君） すみません、最後のところで、7ページで、言葉的なところで、ストックマネジメントという、何かソフト的なような感じなんです、これはきちんとは工事だろうと思いますが、中央・松崎中継ポンプ場のストックマネジメント工事と、水処理センターのストックマネジメント改築詳細設計業務委託、このストックマネジメントとはどういうことか、ちょっと教えていただければと思います。すみません。

○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君） 委員御質問のストックマネジメント計画、ストックマネジメント工事についてお答えいたします。

ストックマネジメント計画というのは、国が推進しております改築更新計画のことでございまして、計画的に、物が壊れていくものを予防的に変えていく、前もって変えていくというものでして、今回は、中央中継ポンプ場、松崎中継ポンプ場、両施設におきましては、ごみをかき上げる機械、こちらがかなり老朽化しておりますので、こちらを交換していくというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・令和4年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時32分 小会）

（午前10時35分 本会）

◎議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） 改めまして、市民環境部の谷脇でございます。よろしく願います。

議案第8号・令和5年度八代市一般会計補正予算のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部が所管いたします当初予算につきまして、総括を述べさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部長（谷脇信博君） まず、予算の説明に入ります前に、来年度から環境部門の業務の一部を下水道事業に移管することについて、簡単に説明させていただきます。

現在、市では郡築十二番町の八代市衛生処理センターを廃止し、新港町の八代市水処理センター敷地内にあります浄化槽汚泥処理施設で、し尿と浄化槽汚泥を受け入れ、八代市水処理センターにて最終処理を行うといった共同化を進めております。

その中で、令和5年度より浄化槽汚泥処理施設の維持管理業務を現在の環境施設課から下水道建設課へ移管することといたしております。

それでは、令和5年度の衛生費関係分につき

まして、関係予算につきまして説明させていただきます。

予算書の13ページをお願いいたします。

款4・衛生費でございます。衛生費欄には、健康福祉部所管分と市民環境部所管分及び建設部所管分を含めた予算額が記載されております。

第4款・衛生費の令和5年度予算額は43億1929万6000円で、うち健康福祉部所管分を除く市民環境部所管分の予算は25億9856万6000円でございます。

令和4年度の市民環境部所管の予算額は、衛生費39億4634万7000円のうち20億6405万7000円となっており、増減額は5億3450万9000円、約25.9%の増となっております。増額の主な要因でございますが、八代市清掃センター解体事業などが、主な理由でございます。

次に、令和5年度の環境施策に関する主な取組として4点ほど説明させていただきます。

1点目、環境関連施設についてでございます。まず、平成30年度に閉鎖しました八代市清掃センターにつきましては、令和5年度から令和6年度の2か年にかけて、解体工事を実施してまいります。

次に、供用開始から42年が経過した八代市斎場につきましては、施設の更新に向けた火葬場新施設整備基本構想策定業務を実施いたします。

氷川町、八代生活環境事務組合と八代管内の火葬者数などの情報交換を行いながら、新斎場建設に必要な炉数、敷地面積などを検討してまいります。

2点目、環境保全対策についてでございます。昨年2月のゼロ・カーボンシティ宣言を踏まえ、本年度から2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討を進めているところでございます。

今年度も検討を重ねまして、今年中には、市全体の温室効果ガスの削減等を推進するための八代市地球温暖化対策実行計画を策定する予定としております。

また、各家庭における再生可能エネルギーの普及及びその利用促進を図るため、引き続き住宅用太陽光発電システムや蓄電池設置に対する支援を行ってまいります。

3点目、ごみ減量化対策でございます。ごみ減量化対策として、再資源化の推進を行っております。具体的な取組につきましては、市報折り込みによる啓発チラシの配布、市ホームページやスマートフォンのごみ分別アプリサービスの活用促進に加え、食品ロス削減として、年に2回フードドライブを実施しております。今後もより多くの皆様へ情報発信してまいります。

4点目になりますが、環境センターエコエイトやつしろは、平成30年10月の本格稼働以降、安定したごみ処理ができております。

なお、令和4年4月に、国のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことを受け、今年度からは、さらなるプラスチックの再資源化の推進をするために、民間事業者の活用を開始しております。

また、エコエイトやつしろを活用した環境学習につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、申込みが減少しておりましたが、今年度の後半からは、コロナ前の状態にほぼ回復いたしております。

また、緑地広場につきましては、休日に限らず、家族連れなど、コロナ禍前と同じように、多くの皆様に御利用いただいているところでございます。

今後も施設の安定稼働に努めながら、ごみの適正処理はもとより、環境学習の拠点としましても、より多くの市民の皆様へ御利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございますが、今後も市議会をはじめ

市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいります。

各事業の内容につきましては、担当の嶋田次長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、本委員会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部が所管します歳出予算について、予算書の目ごとに、順次説明させていただきます。

それでは、予算書77ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。8329万1000円を計上し、前年度より2277万7000円の増額となっております。これは、市斎場の火葬炉1炉の耐火れんが全面積替え工事が、主な理由でございます。

右端の説明欄を御覧ください。斎場管理運営事業及び下の斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります市斎場は、老朽化が進んでおりますことから、安全面、衛生面に配慮した適切な管理運営に必要な費用を計上しております。

また、施設の老朽化対策として、定期的な改修を実施し、炉などの緊急停止等が起らないよう施設整備を行うものでございます。

生活環境事務組合負担金事業（火葬場）は、東陽町にあります八代生活環境事務組合斎場の維持管理に充てる本市分の負担金と、先ほどの補正予算でも説明いたしました斎場相互利用負

担金を計上しております。

次に、節ごとに内容を説明しますが、主に金額が大きいものについて述べさせていただきます。

節10・需用費943万円は、令和4年度の火葬設備等保守点検により劣化が判明しました火葬炉の補修費用640万4000円、電気料等の光熱水費240万8000円が主なものでございます。節12・委託料3128万円は、市斎場の運転管理業務委託2944万円、火葬設備等保守点検業務委託49万5000円が主なものです。節14・工事請負費1500万円は、市斎場の火葬炉1炉の耐火れんが全面積替え工事に要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金2741万6000円は、八代生活環境事務組合の負担金2340万7000円、斎場相互利用協定に基づき、組合斎場を利用した場合に生じる市負担金400万9000円でございます。

次に、特定財源の御説明をいたします。その他の特定財源752万6000円は、市斎場使用料732万5000円、氷川町からの斎場相互利用負担金15万円が主なものです。

続きまして、目4・狂犬病対策費でございます。574万3000円を計上し、前年度より177万9000円の減額となっております。これは、令和4年度に公用車の更新を行ったことが主な理由でございます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射事務に要する費用でございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名を雇用する経費でございます。節10・需用費69万7000円は、犬の登録の際に飼い主に渡す登録鑑札、狂犬病予防注射を行ったことを証明する注射済票の購入経費が主なものです。節11・役務費78万2000円は、狂犬病予防注射を飼い主に通知する郵便

料です。節12・委託料235万9000円は、犬の飼い主が行うこととなっている犬の登録及び狂犬病予防注射に関する諸手続を、極力簡素化できるよう、獣医師会に事務委託する経費95万9000円、毎年4月に実施しております狂犬病予防集合注射の業務委託140万円でございます。

その他特定財源486万9000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入346万9000円、集合注射において飼い主から徴収する注射料140万円でございます。

78ページを御覧ください。

続きまして、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。2億8703万8000円を計上し、前年度より2015万1000円の増額となっております。これは、職員3名の増が主な理由です。

生活環境総務費は、職員31名分の人件費、建設部が予算執行いたします小型合併処理浄化槽設置整備事業、特別会計繰出金事業（浄化槽）に要する経費でございます。

節2・給料から節4・共済費までは職員31名分の人件費でございます。節18・負担金補助及び交付金6268万6000円は、小型合併処理浄化槽の通常分140基と、豪雨災害対応分6基の設置補助金が主なものです。節・27繰出金1664万円は、八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計への繰出金でございます。

なお、特定財源2725万2000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います国、県からの補助金でございます。

目2・環境保全対策費でございます。2800万5000円を計上し、前年度より310万3000円の増額となっております。これは、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の増が主な理由です。

環境保全対策費では、自然環境の状況に応じ

た対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動の促進を目的とした自然観察会や出前講座等を実施する環境学習推進事業、環境パートナーシップ会議との連携を図り、環境基本計画に掲げる事業の推進や進行管理、環境保全活動に関する実践的取組を進める環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進し、九州新幹線鉄道の騒音・振動の調査や悪臭調査等を行う環境保全対策事業、日常生活や経済活動を支える恵まれた地下水を保全し、継続的な利用を図るため、地下水塩水化調査や地下水有害物質モニタリング調査等を行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、各家庭における再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出量削減を図るための住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助等を行う地球温暖化対策推進事業を実施するものです。

節12・委託料385万5000円は、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託173万8000円、自動車騒音常時監視業務委託88万円、悪臭物質分析業務委託49万7000円などの環境調査が主なものです。節18・負担金補助及び交付金2224万円は、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金としまして、太陽光発電システムや蓄電池、計200基分の補助金2200万円が主なものでございます。

なお、特定財源の県支出金は、騒音規制及び地下水採取に伴う届出事務等に対する補助金28万2000円で、その他特定財源の2200万円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金となっております。

続きまして、目3・廃棄物対策費でございます。5億2233万円を計上し、前年度より5億230万円の増額となっております。これは、清掃センター解体工事を実施することが主な理由です。

廃棄物対策費では、チラシ作成等による啓

発、環境学習や環境フェスタ等の開催のほか、生ごみ堆肥化容器等の購入に対する助成事務により、市内から排出される一般廃棄物の減量化を図るごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の継続的な維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、不法投棄監視指導員によるパトロールや廃棄物処理場周辺の地下水等の環境調査を行い、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全を図る廃棄物処理対策事業、し尿処理施設、斎場等の整備に向けた検討を行う環境施設整備事業、中北町にある平成30年に稼働を停止した清掃センターを解体する清掃センター解体事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員2名分の雇用に要する経費でございます。節10・需用費189万1000円は、ごみ減量化対策として作成する啓発チラシ及びごみ分別ガイドブックの印刷製本費100万1000円のほか、燃料費36万7000円が主なものでございます。節12・委託料3814万円は、衛生処理センター解体工事実施設計業務委託1773万5000円、火葬場の新施設整備基本構想策定業務委託365万2000円、旧清掃センター解体監理業務委託1380万円、敷川内環境保全用地の維持管理委託経費135万2000円、二見、昭和、坂本地区の民間最終処分場周辺における環境調査に要する委託経費96万4000円が主なものです。

79ページを御覧ください。

節14・工事請負費4億7400万円は、清掃センター解体工事で、令和6年度までの2か年の債務負担を設定し、令和5年度に係る費用として計上しております。節18・負担金補助及び交付金170万円は、一般家庭から排出される生ごみ減量化を図るため、コンポスト式生ごみ堆肥化容器100基分と電気式生ごみ処理機50基分の購入者に対する助成金でございま

す。

78ページに戻りまして、特定財源の国県支出金33万7000円は、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金でございます。

また、その他特定財源434万2000円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金170万円、一般廃棄物処理業等許可手数料125万9000円、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金及び基金利子138万3000円などでございます。

なお、特定財源の地方債4億8060万円は、清掃センター解体事業と衛生処理センター解体工事実施設計業務委託に伴います合併特例債でございます。

79ページを御覧ください。

目4・環境衛生費でございます。570万6000円を計上し、前年度より63万8000円の増額となっております。これは、町内清掃などのボランティア清掃活動時に使用するボランティア清掃活動専用袋の作成が主な理由です。

環境衛生費では、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園3か所の維持管理を行う墓地関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名を雇用する経費でございます。節10・需用費200万3000円は、衛生害虫の駆除に使用します薬剤等の消耗品費51万円、ボランティア活動袋の印刷製本費91万円、消毒機械等の点検整備に伴う修繕料18万7000円が主なものでございます。節12・委託料165万8000円は、排水路等の害虫駆除業務委託72万1000円、市営上片墓園、鏡墓地公苑、東陽墓地公苑3か所の清掃業務委託85万6000円が主なものです。

その他特定財源134万3000円は、市営墓園3か所の管理料収入でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。13億5831万1000円を計上し、前年度より4511万5000円の減額となっております。これは、環境センター運営委託において、売電単価の上昇による運営委託費の減額1600万円などが主な理由でございます。

塵芥処理費では、環境センターの管理運営及び施設整備を行うごみ処理施設管理運営事業及び一番下のごみ処理施設整備事業、閉鎖した清掃センター及び市内3か所の最終処分場の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集、運搬を行うごみ収集管理事業、ごみの減量化と樹木、剪定くずの資源化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、八代生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場等の管理や事務に係る共通的な経費を負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員3名及び職員8名分の人件費が主なものです。節10・需用費1693万2000円は、環境センターや閉鎖した清掃センター及び最終処分場の施設設備修繕や公用車整備点検などの修繕料1074万6000円が主なものです。節11・役務費1180万4000円は、有料指定ごみ袋を販売していただいている小売店等への販売手数料1122万円が主なものです。節12・委託料11億9972万1000円は、環境センターエネルギー回収推進施設運営委託2億2323万1000円、マテリアルリサイクル推進施設運営委託1億7094万円、エネルギー回収推進施設から排出されます焼却灰の運搬及び資源化委託1億4568万円、マテリアルリサイクル推進施設から排出されます資源物等の運搬及び処理委託3701万1000円、可燃物及び資源物収集運搬業務委

託5億112万9000円、有料指定袋作製業務委託7800万円、有料指定ごみ袋の販売代金収納業務委託1683万円が主なものです。

80ページを御覧ください。

節17・備品購入費201万1000円は、機器制御用のインバーター等購入200万円が主なものです。節18・負担金補助及び交付金6400万7000円は、八代生活環境事務組合の負担金6364万8000円が主なものです。

79ページに戻りますが、その他特定財源の3億7973万5000円は、搬入ごみ処理手数料収入1億3617万6000円、有料指定袋（ごみ）処理手数料収入2億850万円、再資源化物販売代金納付金2617万3000円、環境センター施設使用料479万2000円が主なものです。

最後になりますが、目6・し尿処理費でございます。3億814万2000円を計上し、前年度より3243万4000円の増額となっております。これは、電気料金の上昇に伴う八代生活環境事務組合負担金の増と所管替えに伴う浄化槽汚泥処理施設維持管理負担金の増が主なものでございます。

し尿処理費では、くみ取り尿の処理を行う郡築12番町の衛生処理センターの維持管理経費である、し尿処理施設管理運営事業及びし尿処理施設整備事業、浄化槽から収集された汚泥の処理を行う新港町3丁目の浄化槽汚泥処理施設の維持管理経費である浄化槽汚泥処理施設管理運営事業、八代生活環境事務組合衛生センターの維持管理に要する経費を負担するための生活環境事務組合負担金事業（し尿）を実施するものです。

節2・給料から節4・共済費までは、職員4名分の人件費でございます。節10・需用費1450万4000円は、衛生処理センターの電気料や上水道料金など光熱水費832万800

0円、機器等の突発修繕料556万2000円が主なものでございます。節12・委託料4562万円は、衛生処理センターの施設運転管理業務委託3457万7000円、衛生処理センターで発生する汚泥を浄化槽汚泥処理施設へ運搬する汚泥等収集運搬業務委託309万4000円が主なものです。節18・負担金補助及び交付金2億2535万2000円は、八代生活環境事務組合負担金8774万3000円、浄化槽汚泥処理施設維持管理負担金1億1871万7000円が主なものです。

浄化槽汚泥処理施設維持管理負担金は、令和5年度から、浄化槽汚泥処理施設を下水道建設課へ所管を行い、し尿と下水道との共同処理を進めてまいりますことから、浄化槽汚泥処理施設の維持管理に要する経費を一般会計から負担することといたしております。

以上をもちまして、第4款・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わらせていただきます。審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があればお願いします。

○委員（谷口 徹君） 先ほど山本委員の質問で、敗訴になった事業者さんが、今、市の仕事をされているというような話だったと思いますけれども、嶋田次長からそういうお答えありましたが、今、説明があった、どの事業を請け負っているか、教えていただけますか。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待って、それ補正の話やろ。

○委員（谷口 徹君） ん。

○委員長（上村哲三君） 補正の話やろ。

○委員（谷口 徹君） いえ、補正じゃないです。

○委員長（上村哲三君） 先ほどと言えば、補正の話やろ。

○委員（谷口 徹君） いえ、現在請け負って

らっしゃるということだったので。

○委員長（上村哲三君） 現在でよっかね。今の当初予算の中でね。はい、お願いします。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 循環社会推進課、田中です。よろしくお願いいたします。

今の御質問ですけれども、ごみ収集管理事業の中の業務を請け負っておられます。

以上です。

○委員（谷口 徹君） ということは、一般廃棄物収集運搬業務ということでよろしいでしょうか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） はい、そのとおりでございます。（委員谷口徹君「確認ですけれども、係争で」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 手を挙げてください。

○委員（谷口 徹君） 係争で負けたとしても、特に市の仕事を請け負うには、条件を満たしておれば、一般競争入札に指名できるということによろしいですかね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） その点につきましては、市の法務の部門及び私どもの先ほど御説明させていただきました裁判の部門、担当していただきました弁護士の方と確認をいたしまして、その業務落札、——すみません、入札の業者として入られることについては問題ないということが分かっておりますので、今の業務を受けておられます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 78ページの説明があった中ですね、生活環境、——目のですね、小型合併浄化槽等の事業に対して、進捗率はど

れくらいになっとつとかな。

○下水道総務課長補佐兼水生化促進係長（上村和寛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の上村です。

進捗率ということでよろしいんですかね。

それではですね、令和3年度末の設置基数ということでお答えしたいと思います。

ただいまの合併浄化槽の設置基数は5135基でございます。

また、単独浄化槽につきましては1万109基。くみ取については、すみません、人口になるんですけど、1万7863人ということで、調査結果を出しておりますので、パーセントでは出しておりませんが、すみません、数字で、今でお答えさせていただきます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 今、くみ取の話が出たのでですね、くみ取の推進の方法というの、合併浄化槽へ移行していただきたいという、その推進のほうは、どんどんどんどんやっっていかれると思うんですが、私は、この予算書を見たときに、地方債の中で合併特例債を活用してますよという説明があったんですよね。そうなれば、一般会計から、一般財源がですね、毎年毎年、この一般財源で来るんですよ。ならば、なるべく早めに短期間で、合併特例債が活用できるというふうに、合併特債、有利な特例債、有利な特例債ということをやると言っているわけですから、そういうのを変更ということかな。その予算の活用変更というのはできないものかなという、こういうふうに私は、この予算書を見てからですね、以前から、この問題は、私は、はっきり気にかけてったんですけども、それは、くみ取の合併浄化槽に切り替える、推進というのは、なかなか、今ですね、物すごく、好んでいかれるところがあるんですよね。環境的な問題もあるし、その地域、流域、いや、地

域環境もあると思いますけども。そこらあたりについては、そういうふうな考え方というのは、執行部持たんとかな。今後は持っていただきたいと、私思うんですけどね。合併特例債という言葉が、常日頃から予算書に出てくる以上ですね、有利な特例債でしょう。その活用はできない、その事業に活用できないのかということですよ。そうしたら、やっぱり環境もですね、1年も、2年も、3年も、10年も早く環境整備ができるわけですから、ということなんですかね。どうですか。

○下水道総務課長補佐兼水生化促進係長（上村和寛君） 先ほど山本委員がおっしゃりますとおり、合併特例債、そちらのほうの検討というのは、申し訳ないんですけども、行っておりません。ただ、くみ取の延長からの改造をですね、これにつきましては、今年度、令和四年度から、その改造するための配管ですね、を改造される場合に、30万円を上限として補助をするということで進めております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 今言われた、そういう支援をしたならばですね、なるべく多く推進をしていただく、その中で、私はやっぱし、計画性の中で、短期間とするなら短期間で、そういうときに支援を、——支援の中での合併特例債の活用というのを、私は考えるべきだなと、今の時期ならば考えるべきだろうと思うんですよ。時期を見逃したら、なかなか難しいですもんね。

嶋田次長、どうですか。山本委員の今の質問の中で、うんね、それは、まだよかっぱいとか、いや、予算書見てからですよ。私は、予算書見てから言いよつとやけん、一般財源で、合併特例債はほとんどしよるじゃないですか。だから、よろしからば、合併特例債の活用とか何かできないものかということで。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 小型合併処

理浄化槽につきましては、建設部所管ではありますが、市民環境部といたしましても、市民生活の環境保全という観点から、水洗化率の向上を図っていくべきものと、重要なことだと考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 環境保全対策費の地球温暖化対策推進事業、ページで言うと、78ページですけれども、昨年は、再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託ということで、946万円が計上されてました。今年も、もう実行計画を印刷するというので、経費を計上されてますけれども、もう目標等の策定はできていて、実行計画のほうもできているということでよろしいでしょうか。それとも実行計画はこれからになるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○環境課長（中川順一君） こんにちは。環境課の中川でございます。

ただいま御質問いただきました、来年度実施予定の地球温暖化対策実行計画でございますが、本年度実施いたしました再エネ導入目標等の調査等を今年度行っておりまして、この中で、八代市におけます温室効果ガスの排出量でございましたり、今後の将来推計、こういったものをデータのものを押さえさせていただいたところでございまして、今後、これらの資料を基に、来年度秋頃を目途に実行計画を策定したいというふうに考えております。

今回予算といたしましては、計画書の印刷製本費、それから検討会等を行っていきますので、その辺りの委員謝礼というものを、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

た。

○委員（太田広則君） 77ページ、生活環境事務組合負担金事業、火葬場の、——先ほど冒頭、令和4年3月補正予算で、予定件数が190件ですね、斎場相互利用負担金、190件が300件あったということで、ちょっと驚いたんですが、今回は何件を予定していらっしゃるのでしょうか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 環境施設課の竹下でございます。よろしくお願ひします。

今年度は270件を予定しております。400万9000円というところで考えているところでございます。（委員太田広則君「分かりました。270件ですね。はい、了解です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 78ページの廃棄物の対策費の中でのですね、清掃センターの解体事業の、この数字の中で、あと2年、令和5、6年ということの説明があったわけですね。総額とどこの業者、専門分野だと思っんですけども、地元ですか、それとも地元以外の業者なんですか、ちょっと教えてください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） ただいまの質問なんですけれども、総額が、11億8500万円が総額となっております。

業者さんにつきましては、ただいま入札の準備——来年度が入札になりますので、来年度ですね、令和5年度が入札となりますので、今入札について検討しているところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 今、検討しておられるということですけども、風の便りという言葉がありますね。風の便りでは、専門業者で、県外の業者じゃないとできないだろうと。だから、数字も上がったんだろうという風の便りが、台風のように吹き荒らしておる。そういう市民の

方々からですね、いろんな要望を聞いたわけですが、そういうことになればですね、やっぱり、この建設環境委員会には、ぜひともですね、早めにですね、説明をするということですね、これは実行してください。その流れというのは、もう必ずですね、議会に報告する、委員会に報告をする。そして、委員会から理解を得、そしてから、我々議員たちは、市民の理解を得ていくという、そういう流れをこれからやっぱり八代市はですね、つくっていかなければ。私は、いろんなくわさというのは立ってくるわけですので、そこらあたりには十分執行部では注意しながら、私たち委員会には、必ず報告してください。

私たち、1年前から、何でも計画しますよ。大体が、はっきり言ってから、業者見積りというのもするわけですから、専門分野の業者をお願いして、それから見積り、担当の職員が見積書を作るような、積算見積りをするということは、なかなか、今の職員の中で厳しいと思うんですよ。ほとんど専門をお願いして、その専門の中で形を作るわけですから、と私は思いますけども、いかがですかね。谷脇部長。

○市民環境部長（谷脇信博君） 今、まだ予算をですね、計上するための準備といたしまして、いろんな方々に依頼して、確かに数字は詰めております。

ただ、これが、それありきというお話ではなく、どういうふうな発注の仕方があるのかも含めて、慎重に検討しているところでして、世間に出回っているかもしれませんが、その話につきましては、私どものほうには、まだ届いていないというのが現状でもありますし、粛々と検討を続けて、早いうちに答えを出したいと思っております。

○委員（山本幸廣君） 谷脇部長、1つだけですけども、あそこは、特定の解体事業になるというふうな、そういうふうな話もあるんです

が、特定というのは、特定の品物があるから、特定と言うんだと思うんですよ。何か分かりませんが、そういう話の中で、私たちは聞いたわけですが、要は、隠さず、何もかも、隠さずでほしい、もう、執行部がされたら、谷脇部長がされたのを、それを私たちに報告できる、説明できるか、できないかのことですげんですから。今の状態はできませんということですね、はっきり言っていただければ、それに私ははっきり言って、質疑を、中ですね、問うわけにはいきませんので、今の段階ではできませんということでもよろしいですね。

○市民環境部長（谷脇信博君） 今の段階では、公の場では、まだお話しする内容まで詰めておりません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 斎場管理費の斎場、生活環境、——すみません、斎場施設整備事業のところなんですけども、火葬炉の耐火れんがを全部積替えというような御説明があったと思いますが、その前に、谷脇部長のほうから、斎場のほうは新しい施設を検討しているようなお話もありました。

耐火れんがというのは、大体何年に一度ぐらい積替えが必要なのか、教えていただけますか。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 耐火れんがにつきましては、大体5年ぐらいで替えていければなというところで考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連です。斎場に月のうちには五、六回ぐらい行きますね、私は。五、六回行ってから、待合室かれこれです

ね、本当に職員さんのあの姿には、涙が流れるようにですね、すばらしいです、対応していただくのが。そしてですね、服装もですね、あれなりかなあとということで、服装の替えて、新しい礼装を作ってやっていったらいいかなあとというふうな気持ちも受けました。

それと、これだけの火葬場ですね、火葬場の建設がなぜ遅れたのかと。なぜ遅れたのか。その理由っていうのは何ですかね。遅れた理由。私は遅れたと思うんですけどね。

○市民環境部長（谷脇信博君） 遅れた理由、この斎場が遅れたというよりも、いろいろ市の政策として、建設事業であり、行っていく中で、全体の優先順位が、まず一番に判断されるところでございます。

環境部のほうに、この話を小さく持ってきたにしても、何が一番優先かということで、まずは環境センターを造る、こちらのほうに大きくかじを切ってというふうな感じで、あれもこれもそれも一遍にできなかったというのが、現状じゃなかろうかというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） その理由には、私は納得できないんですけども、要は、私たちのときも、大変、この火葬場ですね、建設については、真剣に捉えて議論しましたよ。けども、もう、その建て替えのところまで行った中で、それがずっと延んできたんですよ。何かの、やっぱり原因があったというのは、優先度というのを言われるわけですけども、それは、優先度は高いですよ、あそこは。それは、もう本当ですね、あの周辺というのは、やっぱり臭いがしたり、苦情があったりですね、大変だったですよ。だから、タイル張りというのは、高温の中で、それだけ劣化するものですから、これは絶対せないかんだろうという、そういうことも含めながらですね、待合室も一緒ですよ。やっぱり昔のような待合室。それと、最近、常に満杯するときもあるし、東陽のほうにやるとい

うような状況であるわけですので、これだけの解体事業をですね、建ってしまう、うっかやかしてするよりも、本当に尊厳を保ちながら、尊厳をやっばしその、そういう施設をですね、私は早く造るべきだったと、私が反省しています、はっきりの話が。あとは計画性を持ってから、予算づけしてから、きちっとやってください。よろしく願いをしておきます。

○委員長（上村哲三君） 意見としてよろしいですね。意見として捉えてください。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（太田広則君） 冒頭ですね、谷脇部長のほうから、エコエイトの環境学習、これが後半、ほぼ回復してきたというですね、朗報がございました。やっとの思いですので、ぜひですね、頑張っていたきたいなというふうに思います。

それから、地元ですので、いよいよ清掃センターの解体工事が、令和5年、6年で始まるということで、今、一番朝夕渋滞する道路を使って、トラックがまた増えるわけですね。それから、今までの環境センターの地元の農家さんに対しては、粉じんの問題とか、たくさん迷惑をかけてきました。大変な思いをしてですね、市も、中北町の農家さんたちも、あと、また地元住民はですね、大変な思いをして、清掃センターとずっと接してこられたわけです。

いよいよ解体となったときに、また、いろんなですね、問題が出てきやすいかというふうに思います。先ほど言った渋滞の問題、それから、地域住民に迷惑をかけないということ、それから、どうしてもトラックがばんばん通るとですね、麦島幹線、もしくは外港方面に、いろんな、例えば石ころが落ちましたよとか、そう

いうですね、トラック業者の問題もあると思います。とにかく、安全、地元を意識して、山本委員も一緒ですけど、私も一緒ですけどもですね、とにかく解体が始まったことによって、地元住民がですね、困らないような施策をぜひやってですね、いつていただきたいなというふうに要望をしておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 意見なんですけど、冒頭ですね、谷脇部長のほうから、4つほどですね、説明がありました中の一つで、フードドライブ関係ですね、やっぱり情報発信をしていきたいということで、あまり見えてはきませんが、やっぱり今から大切な部分になっていくのかなということで、この辺も頑張っていて、情報発信をですね、早めに行っていただきたいなと思います。

それから、2050年ですね、2050カーボンニュートラルの排出量ですね、検討を進めてこられた中に、年度末になってきて、本当いとうですね、個人的にはどういったところまでまとまったのか、そういう資料をですね、ぜひ見せていただきたいなと。検証するわけではありませんけど、八代市は、今この状態にありますよというのがですね、もう分かっているならば、委員会のほうに資料提出なりしていただいでですね、状況を見せていただきたい。

それをもって、次年度の八代の地球温暖化実行計画に取り込まれる、そのところの前です、ね、実際、私たちも一番気にしているところですから、これが本当たき台になって、新しい八代のための事業を計画する、——将来をですね、どんなふうにするのか、非常に個人的にもですね、関心を持っております。ぜひ、よければですね、令和4年度でまとめたところのデータがあれば、見せていただきたいなと思いま

す。

いろいろですね、市民環境部の方々、非常に、今からですね、ジャンル広いところで、たくさんお仕事が増えていだけで、もう本当に皆さん大変だろうなと思います。職員さんも限られる中ですね、適時早めですね、要所要所ですね、持ち場持ち場で頑張りたいなと思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時29分 小会）

（午前11時34分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長（沖田良三君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、建設部所管分の総括を申し上げます。着座にてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○建設部長（沖田良三君） 当初予算編成に当たりましては、当建設部のそれぞれの事業が、市民生活に直結する社会基盤整備で、市民の皆様に安全で快適に御利用いただくため、適切に維持管理を行うための予算と安全性や利便性の向上、良好な住環境の創出のための整備に係る予算の確保に努めたところでです。

結果としましては、厳しい財政状況の中ではありますが、先ほど御審議いただきました国の1次補正分と合わせまして、おおむね必要な予

算が確保できたものと考えております。

それでは、当初予算における主なものを申し上げます。

まず、空き家対策関連でございますが、特に、解体されずに放置されている老朽危険空き家により、周辺の住環境に悪影響を及ぼしている事案が複数見受けられ、苦情や相談も増加傾向にあります。

来年度以降も引き続き、除却の促進や有効活用のための空き家バンクの事業を推進してまいります。また、新たな取組として、熊本県空き家バンクプラットフォームへの参加や空き家所有者向けの相談会等を実施することとしております。

道路や河川、公園の維持管理につきましては、各校区から提出されました来年度以降の整備要望が約1,000件ございますが、対応率としては、例年並みの30%を見込んでおります。しかしながら、特に維持管理につきましては、限られた予算の中で万全を尽くしてまいります。

また、幹線道路である都市計画道路西片西宮線や新八代駅停車場線からの東西アクセス道路などは、来年度から進められる新八代駅周辺のランドデザインとも密接に関係し、アクセスを強化する上でも、最優先道路として事業の早期完成を目指します。

そのほか、市民生活に密着した市内一円の道路や河川、公園等の整備等も含め、多額の費用を要するものについては、これまでと同様に、国の交付金や優位な起債を積極的に活用しながら事業の推進を図ってまいります。

企業会計の公共下水道事業では、衛生処理センターの老朽化に伴い、令和8年度からのし尿や浄化槽汚泥を下水と共同処理するための浄化槽汚泥処理施設の改造に着手をいたします。

来年度は、施設の詳細設計に係る予算を計上しており、令和6年度から工事を行う予定とし

ております。

次に、新規事業としまして、まず、立地適正化計画の策定に着手をいたします。

本計画は、新八代駅周辺や企業誘致用地の整備計画が進められる中で、本市の都市計画区域内における居住機能や都市機能を誘導する区域を設定し、将来にわたる本市のまちづくりの方向性を示すもので、計画を策定することにより、エリア内に誘導する施設等の種別によっては、国からの財政支援が受けられるものとなっております。

また、昨年6月定例会の補正予算で承認をいただきました公共インフラデジタルマップ事業につきましては、4月1日より、やつしろ道路情報マップ、通称Ydマップとして運用を開始をいたします。

このYdマップは、市ホームページやスマートフォンから、国道、県道、市道の道路工事による通行規制のほか、令和2年7月豪雨の復旧工事の復旧状況が確認できるほか、災害時には、道路の被災箇所や交通規制などの情報が確認できるものとなっておりますので、市民の皆様にも広く御活用いただけるよう周知を図ってまいります。

以上、予算の主なものを申し上げましたが、そのほか、コロナ禍とウクライナ情勢を受けまして、燃油や資材の高騰、さらには令和2年7月豪雨からの復旧工事などの発注件数の急激な増加による労働不足など、建設業界にとりましても、非常に厳しい状況が続いており、業者数は減少傾向にあります。

このような状況は、今後も続くことが予想されますことから、発注者として、年度末に竣工が集中している状況から、年度を通して発注工事の平準化を図りたいと考えております。そのためには、国の経済対策に伴う補正予算等を積極的に確保し、計画的な繰越しも行いながら、早期発注を心がけてまいります。

以上、当初予算編成における総括とさせていただきます。

それでは、引き続き、第7款・土木費につきまして、西次長に説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○建設部次長（西 竜一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部の西でございます。よろしくお祈いします。

私から、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算のうち、建設部所管分について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（西 竜一君） 失礼します。

それでは、令和5年度八代市一般会計予算書をお願いします。

まず、5ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では51億7024万4000円を計上しております。対前年度比3億7875万9000円、7.9%の増でございます。これは、橋梁長寿命化修繕事業や南部幹線などの街路事業及び災害公営住宅整備事業などの増が主な要因でございます。

項1・土木管理費では3億8319万9000円を計上しております。対前年度比225万9000円、0.6%の減でございます。これは、職員給与経費など土木総務費の減が主な要因でございます。

項2・道路橋梁費では17億7789万2000円を計上しております。対前年度比1億1646万3000円、7%の増でございます。これは、橋梁長寿命化修繕事業の増が主な要因でございます。

6ページをお願いいたします。

項3・河川費では1億71万9000円を計上しております。対前年度比3081万6000円、44.1%の増でございます。これは、

土砂災害危険住宅移転促進事業の増が主な要因でございます。

項4・港湾費では2億5944万1000円を計上しております。対前年度比6909万円、21%の減でございます。これは、八代港県営事業の事業費減に伴う負担金減が主な要因でございます。

項5・都市計画費では23億446万3000円を計上しております。対前年度比1億3363万9000円、6.2%の増でございます。これは、南部幹線道路整備事業及び西片西宮線道路整備事業の増が主な要因でございます。

項6・住宅費では3億4453万円を計上しております。対前年度比1億6919万円、96.5%の増でございます。これは、災害公営住宅整備事業の増が主な要因でございます。

それでは、92ページをお開きください。

続きまして、目ごとの事業とその内容について説明いたします。

説明につきましては、まず、予算計上額、次に、右側の説明欄の事業を説明し、節の内訳の中で、主なものについて御説明いたします。

なお、各目の節2・給料から節4・共済費までは、職員の人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、項1・土木管理費、目1・土木総務費では4395万円を計上しております。説明欄の公共用地取得・登記事務事業279万8000円は、登記事務に従事する会計年度任用職員1名分の人件費などに要する費用でございます。

目2・建築総務費では3億3924万9000円を計上しております。説明欄の建築行政事業284万6000円は、特殊建築物定期報告業務委託や年3回開催予定の建築審査会などに要する費用でございます。

老朽危険空き家等除却促進事業3600万円

は、老朽化して、危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用60件分でございます。

民間建築物耐震化促進事業2190万7000円は、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震化改修設計工事や耐震建て替え工事などを行う費用の一部を補助する費用18件分や30件分の耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

公共建築物営繕事業2197万3000円は、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検に要する費用などでございます。

空き家バンク事業725万3000円は、空き家バンク登録物件の利活用を促進するため、売買や賃貸契約が成立した場合、残置された家財道具の撤去、リフォームなどの一部を補助する費用などでございます。

アスベスト調査分析事業125万円は、民間の既存建築物に施工されている吹きつけアスベストなどについて、専門業者による含有調査費用を補助する費用5件分でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業200万円は、地震時のブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難経路の確保のため、危険なブロック塀の除却費用の一部を補助する費用10件分でございます。

空き家等対策事業79万円は、空き家の所有者特定に係る業務などに要する費用でございます。

がけ地近接等危険住宅移転事業518万5000円は、崖地に近接するなど、危険な住宅の移転に要する費用の一部を補助する費用1件分でございます。節12・委託料432万1000円は、戸建木造住宅耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金7089万8000円は、老朽危険空き家等除却促進事業など、各種の補助

メニューに係る補助金でございます。

次ページをお願いします。

項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では1億9323万8000円を計上しております。説明欄の道路橋梁総務一般事務事業2883万1000円は、市道の管理全般に要する費用でございます。節12・委託料2581万5000円は、道路台帳更新測量業務委託や用地調査業務委託に要する費用でございます。

目2・道路維持費では4億4570万3000円を計上しております。説明欄の交通安全施設整備事業3411万円は、カーブミラー、ガードレール及び街路灯や区画線など、市道の交通安全施設の設置及び補修に要する費用でございます。

道路維持事業3億9366万7000円は、舗装路面や道路構造物の維持補修及び街路樹の維持管理に要する費用でございます。節10・需用費7414万2000円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕や街路灯などの電気代等に要する費用でございます。節12・委託料7892万5000円は、緑の回廊線や幹線市道の街路樹の管理業務委託及び道路パトロール業務委託、新八代駅関連施設管理委託などに要する費用でございます。節14・工事請負費2億7463万円は、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設設置工事や萩原町田中町線など11路線、約2.4キロの舗装補修工事などに要する費用でございます。節15・原材料費1517万円は、地元施工による生コン舗装の材料や路面の補修用簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

目3・道路新設改良費では9億1065万9000円を計上しております。説明欄の単県道路事業負担金事業645万円は、県道氷川八代線など3路線の改良工事や県道八代不知火線な

ど2路線の側溝整備など、同事業に係る負担金でございます。

市内一円道路改良事業7億3520万円は、市民生活に密着した市道の交通環境改善を図ることを目的として、計画的な拡幅改良やバリアフリー化などの推進に要する費用でございます。節12・委託料8510万円及び節14・工事請負費5億7920万円は、社会資本整備総合交付金事業や市単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計など、業務委託や工事に要する費用でございます。節16・公有財産購入費5170万円及び節21・補償、補填及び賠償金1370万円は、道路整備に伴う用地購入、建物や流木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。一つ戻りまして、節18・負担金補助及び交付金745万円は、単県道路事業負担金事業に係る負担金などでございます。

目4・橋梁維持費では2億529万2000円を計上しております。説明欄の市内一円橋梁維持管理事業429万2000円は、橋梁の維持・管理に要する費用でございます。

橋梁長寿命化修繕事業2億100万円は、市道に架かる橋梁の定期点検や補修工事に要する費用でございます。節12・委託料1億1100万円は、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、また400橋の橋梁定期点検や2か所の隧道点検委託及び泉町の沢無田橋など、6橋の補修設計業務委託に要する費用でございます。節14・工事請負費9000万円は、昭和同仁4号橋など、9橋の補修工事に要する費用でございます。

次ページの、目5・橋梁新設改良費では2300万円を計上しております。説明欄の市内一円橋梁改修事業は、幅が狭く、通りづらい橋梁などの改修工事を行うものでございます。節12・委託料600万円は、南平和町68号橋の設計業務委託に要する費用でございます。節1

4・工事請負費1700万円は、鏡町の駒瀬橋など、3橋の橋梁改修工事に要する費用でございます。

下段の項3・河川費、目1・河川費では1億71万9000円を計上しております。説明欄の二見川渇水対策施設維持管理事業193万2000円は、南九州西回り自動車道赤松トンネル建設時に発生した二見川の渇水対策として整備しました揚水ポンプの運転経費及び施設の管理に要する費用でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業3000万円は、土砂災害特別警戒区域内、いわゆるレッドゾーンに居住する方の安全な地域への移転を促進するため、移転を行う者に対して、費用の一部を補助する費用でございます。

県河川海岸事業負担金事業1550万円は、県により実施される坂本町の大門瀬地区など2地区の急傾斜地崩壊対策事業や日奈久新開町の明治新田海岸など2か所での海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び妙見川など2河川の砂防事業に係る負担金でございます。

市内一円河川改修事業5328万7000円は、河川改修や除草など、河川管理に要する費用でございます。節10・需用費736万7000円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用のポンプ等の電気料に要する費用でございます。節12・委託料1818万7000円は、河川の除草や清掃委託、改修工事の測量設計委託に要する費用でございます。節14・工事請負費2900万円は、日奈久大坪町の大坪川など8か所の改修工事に要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金4592万4000円は、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金及び県河川海岸事業負担金が主なものでございます。

次ページを御覧ください。96ページでございます。

項4・港湾費、目1・港湾管理費では688

万6000円を計上しております。説明欄の港湾管理事業511万7000円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理に要する費用でございます。

八代港振興事業176万9000円は、同事業に係る負担金でございます。節10・需用費132万9000円は、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮きフロート交換等の修繕料などに要する費用でございます。節12・委託料367万7000円は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策などに要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金176万9000円は、八代港振興事業に係る熊本県港湾協会、海上保安協会、日本港湾協会、港湾都市協議会への負担金でございます。

目2・港湾建設費では2億5255万5000円を計上しております。説明欄の八代港県営事業負担金事業1億8000万円は、重要港湾と国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けております八代港の国直轄事業や県営事業に係る負担金でございます。

港湾施設改修事業5340万円は、鏡港の泊地しゅんせつ工事などに要する費用でございます。節14・工事請負費5340万円は、鏡港の泊地しゅんせつ工事や日奈久港の維持管理用階段設置工事などに要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金1億8000万円は、八代港県営事業負担金事業に係る負担金でございます。

下段の項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では15億9963万円を計上しております。

次ページ、説明欄の都市計画法関係事務事業605万7000円は、都市計画法に基づく土地利用等に関する業務を遂行するために要する費用でございます。都市計画地形図の修正や地図印刷システムの更新業務が主なものでござ

います。

景観形成支援事業36万4000円は、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、良好な景観形成に対する支援を行うもので、景観審議会や景観セミナー、フォトコンテストなどの開催に要する費用でございます。

次に、立地適正化計画関係事務事業として、1391万3000円を計上しております。これは、居住機能や都市機能を誘導する区域の設定を行い、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型都市構造の形成を図るため、立地適正化計画を策定するものでございます。

なお、立地適正化計画につきましては、後ほど別添資料により詳しく説明させていただきます。

次のすまいの安全確保支援事業（豪雨災害）8500万円は、昨日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で御承認をいただいたところでございます。

公共インフラデジタルマップ事業300万円は、市内の公共工事における道路規制状況や災害復旧状況を市のホームページや個人が所有するスマートフォンでリアルタイムに確認できるインターネットサービスを令和5年度から運用開始する予定でございまして、これらのサービス運用に向けた保守料や電子地図の利用料等に要する費用でございます。

また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金事業に13億8950万円を計上しております。節12・委託料1975万6000円は、都市計画地形図修正業務委託や立地適正化計画策定業務委託などに要する費用でございます。節13・使用料及び賃借料654万1000円は、土木積算システムのリース代や公共インフラデジタルマップのシステム保守料などに要する費用でございます。節18・負担金補助及び交付金8592万1000円は、令和2年7月豪雨災害関連として、住まいの安全確保に

対する補助金が主なものでございます。節27・繰出金13億8950万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度比7500万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明いたします。

目2・街路事業費では2億2856万2000円を計上しております。説明欄の南部幹線道路整備事業1億306万5000円は、前川を挟む県施工区間の用地買収や建物等移転補償及び橋梁下部工事、また、球磨川を挟む県施工区間の測量設計など、同事業に係る負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業では8710万1000円を計上しております。本事業は、1工区完成後、現在2工区の整備を進めておりますが、令和5年度での完成を予定しております。また、3工区につきましては、令和4年度に着手し、令和10年度の完了を目標に事業を進めてまいります。節12・委託料477万5000円は、西片西宮線3工区の建物調査業務委託などに要する費用でございます。節14・工事請負費1482万6000円は、西片西宮線2工区の道路舗装工事などに要する費用でございます。次ページの節16・公有財産購入費1904万9000円及び節21・補償、補填及び賠償金4826万5000円は、西片西宮線3工区の用地購入や建物等の移転補償に要する費用でございます。一つ戻りまして、節18・負担金補助及び交付金1億309万6000円は、南部幹線県事業負担金が主なものでございます。

目3・都市下水路費では7390万円を計上しております。説明欄の雨水ポンプ場維持管理事業424万7000円及び都市下水路維持管理事業344万1000円は、日奈久浜町ポンプ場や宮地都市下水路などにおける維持管理に要する費用でございます。

樋門樋管操作管理事業712万3000円は、球磨川流域の堤防に設置されている樋門など、45施設の管理に要する費用でございます。

市内一円都市下水路整備事業5382万2000円は、用途区域内の排水路の改良及び維持管理に要する費用でございます。節7・報償費716万4000円は、球磨川流域に設置された樋門・樋管45施設の操作員への報酬でございます。節10・需用費1155万9000円は、市内一円の排水路の修繕や日奈久浜町と徳淵にあるポンプ場の燃料や光熱費などに要する費用でございます。節12・委託料786万2000円と節14・工事請負費4100万円は、大村町排水路改良工事など8か所の工事や測量設計業務委託に要する費用でございます。

目4・公園費では2億4199万5000円を計上しております。説明欄の市内一円公園維持管理事業1億1014万1000円は、市内100公園の施設修繕や清掃等管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用でございます。

市内一円公園施設整備事業2171万円は、市内一円の公園施設の改修に要する費用でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業2950万円は、西中州児童公園など5公園の遊具改築工事に要する費用でございます。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業4200万円は、上日置児童公園など2公園のトイレや園路のバリアフリー化及び高島公園のり面崩壊対策に要する費用でございます。節10・需用費1806万8000円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。節11・役務費405万7000円は、公園管理手数料やトイレのくみ取に要する費用でございます。節12・委託料7330万2000円は、公園の樹木管理や清掃業務委託に要する費用が主なものでございます。節13・使用

料及び賃借料984万1000円は、高島公園などの簡易トイレ賃借料や八代城跡公園などの土地使用料でございます。次ページの節14・工事請負費9321万円は、公園施設整備工事や長寿命化対策工事に要する費用でございます。節17・備品購入費438万3000円は、乗用芝刈り機などの購入に要する費用でございます。

目5・区画整理費では1億6037万6000円を計上しております。説明欄の八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、民間の不動産業者の力を借りて、保留地の販売を促進するもので、90万9000円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売払い収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、令和5年度は2164万4000円を見込んでおります。

八千把地区土地区画整理事業1億563万円は、区画の整地や区画道路の築造及び舗装、また、建物移転補償などに要する費用でございます。節7・報償費90万9000円は、保留地紹介手数料でございます。節10・需用費154万6000円は、消耗品及び公用車のガソリン代などが主なものでございます。節12・委託料1200万5000円は、仮換地修正や補償費再算定業務委託などに要する費用でございます。節14・工事請負費4870万円は、整地工事や各道路の築造及び舗装工事に要する費用でございます。節21・補償、補填及び賠償金4660万円は、建物移転補償などの費用でございます。節24・積立金2164万4000円は、事業基金への積立金でございます。

次ページをお願いいたします。

項6・住宅費、目1・住宅管理費では2億5162万3000円を計上しております。説明欄の公営住宅管理事業6793万1000円は、老朽箇所の修繕並びに給排水設備や浄化槽

設備等の保守点検など、市営住宅の維持管理に要する費用でございます。

公営住宅ストック総合改善事業1億2039万5000円は、流藻川団地の給水設備等の改修に要する費用でございます。

公営住宅施設整備事業1528万2000円は、流藻川団地の浴室改修など、老朽化した設備の取替えや改修、また、入居から長期間を経過した入居者の畳取替えなどに要する費用でございます。節10・需用費3711万3000円は、市営住宅の光熱水費や施設・設備の修繕料が主なものです。節11・役務費218万9000円は、害虫駆除や高架水槽の清掃、飲料水の水質検査などの手数料が主なものでございます。節12・委託料3455万7000円は、市営住宅の各種設備の保守点検委託や施設清掃委託、施設改修工事に伴う設計業務委託などに要する費用でございます。節14・工事請負費1億2039万5000円は、流藻川団地の給水設備等改修工事に要する費用でございます。節17・備品購入費353万7000円は、植柳上町第一団地の電気温水器購入に要する費用が主なものでございます。

目2・住宅用地造成費では3万7000円を計上しております。説明欄の宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸付を行うものでございます。

目3・住宅建設費は、説明欄記載の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）であり、昨日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

少し飛びまして、117ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費のうち、右の説明欄に記載しています1番目の道路橋梁施設災害復旧事業2億5206万6000円が、当委員会関係分でございます。これは、

令和4年の台風14号により被災した道路の復旧に要する費用でございます。節10・需用費547万円のうち7万円が台風14号災害分であり、公用車のガソリン代でございます。節12・委託料3136万8000円のうち2956万8000円が、台風14号災害分であり、地質調査や設計業務委託に要する費用でございます。節14・工事請負費7億5303万5000円のうち2億2183万5000円が、台風14号災害分であり、泉町の市道八八重～四方田線と五家荘～椎葉線の復旧工事に要する費用でございます。節21・補償、補填及び賠償金309万3000円のうち59万3000円が台風14号災害分であり、復旧工事に伴う立木補償に要する費用でございます。

それでは、最後に、配付しております資料の説明をさせていただきます。

右側に委員会資料、令和5年3月14日、建設環境委員会、議案第8号、建設部と記載しております令和5年度八代市一般会計予算、建設部所管分でございます。よろしいでしょうか。

それでは、おめくりをいただき、3ページを御覧いただきたいと思っております。

この資料は、令和5年度に市内一円で実施する主な事業箇所を示した位置図でございます。

左上の凡例にありますとおり、市内一円道路改良事業を茶色で、市内一円河川改修事業を青色で、港湾施設改修事業を黄色で、西片西宮線、南部幹線道路整備事業を黒色で、市内一円公園施設整備事業を緑色で、公営住宅ストック総合改善事業を紫色で表示しております。御確認いただければと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

先ほど予算説明時に御案内しました立地適正化計画について、この資料により、立地適正化計画制度の背景から順に説明させていただきます。

人口減少や高齢化などの社会情勢の中、医

療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、市民が公共交通により、これらの生活利便施設等を利用しやすいコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を図るため、平成26年度に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度が創設されました。

国土交通省では、令和6年度までに、600自治体が立地適正化計画を作成することを目標としておりますが、令和4年7月末時点で計画策定済みの自治体は460にとどまっている状況でございます。

熊本県内においては、熊本市、荒尾市、菊池市、玉名市、益城町が計画策定済みであり、人吉市と宇城市が計画策定に向けて取組を行っております。

続きまして、立地適正化計画とは、と記載してありますが、最後の2行を御覧ください。立地適正化計画とは、現在の都市計画区域内——旧八代市と千丁町、鏡町になりますが、この区域内におきまして、住居などの居住機能や医療・福祉施設、商業施設などの都市機能を誘導する区域を設定しまして、時間をかけながら、居住人口を都市機能が集約した区域に誘導していくものでございます。

イメージ図を御覧ください。外枠の紺色の線に表しております都市計画区域におきまして、赤色で示しております都市機能誘導区域と、それを取り囲むように青色で示しております居住誘導区域を設定し、それらの地域を公共交通で結び、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を図るものでございます。

その下に記載していますが、立地適正化計画は、中心的な拠点に一極集中するものではなく、全ての人口の集約を図るものではございません。また、時間をかけながら、誘導により居住の集約化を推進する中長期的な取組であることから、急激な地価変動も生じません。

資料右側を御覧ください。立地適正化計画を

策定した場合、コンパクトシティの取組への財政支援として、都市構造再編集中支援事業があります。この事業は、立地適正化計画に設定した都市機能誘導区域及び居住機能誘導区域に施行地域を限定し、区域内の誘導施設や公共公益施設の整備などを集中支援する事業でございます。

この立地適正化計画により、新八代駅周辺地区を都市機能誘導区域に設定し、さらに、その周辺を居住誘導区域に設定し、来年度策定を予定されているエリアグランドデザインに基づき、都市再生整備計画を策定することで、本事業を活用でき、事業費の補助財源の確保が可能となるものと考えております。

次に、立地適正化計画策定までの期間につきましては、資料記載のとおり、作業量からして2か年は必要であると考えております。

また、予算につきましても、令和5年度、令和6年度の2か年事業として、債務負担による計上をお願いするものでございます。

以上で、令和5年度八代市一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ここで、午前中の審査の途中ではありますが、小会いたします。

（午後0時20分 小会）

（午後0時20分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

午前中の審査は、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費の説明までといたしまして、休憩をいたします。

午後は1時20分から再開いたします。よろしく願いいたします。

（午後0時20分 休憩）

（午後1時20分 開議）

○委員長（上村哲三君） 休憩前に引き続き、

建設環境委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明のありました第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について質疑を行います。質疑があればお願いします。

○委員（谷口 徹君） 建築総務費のところの老朽危険空き家等除却促進事業と空き家等対策事業について、ページで言えば、92ページになりますけれども、まず、老朽危険空き家等除却促進事業の5年度の予算額が3600万円、令和4年度と同額ですので、需要のほうは、今年度と変わらない見込みなのかをお聞きしたいのと、空き家等対策事業が、令和4年度に比べて、予算額が7割ほど減ってますので、その理由をお聞きしたいと思います。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）住宅課の早木です。よろしく願いいたします。

ただいま谷口委員からですね、お尋ねがありました2点についてお答えをいたします。

まず、老朽危険空き家等除却事業についてでございますけれども、60件の根拠といいますと、実績ベースで、来年度もですね、要求をいたしております。

この事業は、平成24年度から実施をしておりますけれども、補助の内訳は、1件当たり限度額が60万円で、国の補助が2分の1、市の単独費が2分の1でございます。

直近の実績で申し上げれば、令和2年が47件に対して、――予算件数がですね、47件に対して実績は48件、令和3年が60件に対して63件、令和4年の見込みといたしましてはですね、予算額60件に対して62件の実績がございますので、この60件で、何とかできるのではないかというふうに考えております。

応募はですね、補助の予定数を上回っておりまして、近年は毎年抽せんで、それらを決めております。抽せんを実施しておるような状況です。

事業のですね、実施年が11年度になってお
りまして、近年の応募数は大体70件前後で
すね、推移をしているというような状況でござ
います。

建物の所有者に対して、事業の周知が浸透し
てきているというふうに感じております。

以上でございます。

それから、もう一つ、もう1点は、空き家等
対策事業のですね、令和4年度の予算から7
0%の削減になっておるということでございま
すが、この主な原因はですね、空き家等対策事
業の役務費手数料になります相続財産管理人制
度予納金というのがあるんですけども、それが
ゼロ査定になったということでございます。

この相続財産管理人はですね、例えば、相続
人がいないとか、相続人が全員、相続放棄をさ
れた場合ですね、財産を管理をする人がいな
い、それから空き家のまま放置されて、苦情物
件となり、近隣に影響を与えかねない場合にで
すね、相続財産管理人を家庭裁判所に選任して
もらうと、その方にですね、財産の処分、それ
から清算、債務があればですね、債権者に返済
をしてもらうという制度でございますけども、
この申立てにはですね、予納金が必要である
ということでございます。いわゆる着手金という
ものに当たるかと思えますけれども、市では、
昨年度この制度を使いまして、空き家の管理や
処分を進めるために、予納金を予算化してお
りました。大体、金額にして1件当たり60万の
3件分、180万円ということになりますけれ
ども、結果的に、この財産管理人制度を利用す
るような案件が発生をいたしませんでしたの
で、不用額ということになりました。

令和5年度もですね、要求をしたんですけれ
ども、案件が発生したときに予算措置を行って
ほしいということですね、今後補正見込みと
して、補正予算で対応したいというふうに考え
ております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。
た。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（太田広則君） すみません、今のに、
すみません、課長、関連して、私が知ってる範
囲でも、子供さんが親の財産を放棄してるとこ
ろがもう2件ぐらいあるんですけど、さっきな
かったもんですからということでしたけど、
今、子供さんが親の財産を放棄してる老朽危険
空き家、たくさん、私の中では、二、三件、ぼ
っと上がるんですが、何件ぐらいありますか。
話が進んでないというか、ずっと進んでない
と思います、ここ数年。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 令和3年度
にですね、危険空き家等実態調査というのをや
りまして、そのとき空き家が2468件あった
ということになります。そのうちの非常に危険
な空き家というのは125件が該当するとい
うことで、調査では報告が上がってきており
ます。

いろんなですね、その中から、相続とか、あ
るいは相続が調ったもの、それから経済的にで
すね、余裕があるというような方についてはで
すね、不動産を処分したり、土地を売ったりと
いうことをされますけれども、なかなか都会に
いらっしゃったり、相続人全員がですね、相続
放棄をしたりと、そういうようなことが多いも
んですから、実際としては、老朽危険空き家、
苦情としてですね、上がってきているのは30
件ぐらいにとどまるのかなというところでござ
います。

以上です。（委員太田広則君「はい、分かり
ました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありますか。

○委員（木村博幸君） 98ページ、土木費、

都市計画費の中の公園費ですね、公園費の中で、説明欄の一番下ですね、都市公園安全・安心対策緊急支援事業というようなことで、この公園費も結構、一般財源からの持ち出しというか、半分ぐらいはですね、半分以上出すわけですが、文言からすると、緊急支援事業という形になりますが、私、ちょっと聞きそびれたか、すみませんが、この緊急支援ってなると、公園ですから、計画的にいろいろやってらっしゃると思うんですが、特別急いでお金が必要になったとか、何かそういう事業なのか、ちょっと詳しく説明をいただければと思います。

○都市整備課長（深川洋光君） こんにちは。都市整備課、深川です。よろしくお願ひします。

委員お尋ねの都市公園安全・安心対策緊急支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、現在トイレのバリアフリー化及び高島公園ののり面対策を実施しているところでございます。

メニューといたしましてはですね、トイレのバリアフリー化を今現在やっております、そちらの、——すみません。そちらを緊急的に、バリアフリー化することが必要ということで判断いたしまして、メニューを、この安全・安心対策緊急支援事業がありますので、そちらで対応しているところでございます。

トイレにいたしましては、都市公園64公園でございますけれども、そちらの古いものからバリアフリー化を進めております。

現在38公園でですね、41基がトイレございますけれども、そのうち21基が済みまして、あとの20基を今後整備していくものでございます。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

緊急支援というよりは、計画整備事業だったかなと理解いたしました。どうも。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 93ページ、道路維持事業について、ちょっとお聞かせください。

緑の回廊線というですね、樹木管理というところでありましたが、緑の回廊線、——樹木だけじゃなくてですね、非常に今、管理、歩いて思うんですが、管理が本当にされているのかなという、ちょっと疑問があつてですね、その中に、まず、その緑の回廊、樹木管理の費用ですね、予算を幾ら取られたのかというのと、道路パトロール業務委託というのが、項目で上がってます。633万4000円、これは、ずっと同じ業者さんが道路パトロールされているのかというのと、それから、緑の回廊線に対してはどういったパトロールをされているのかというところを、ちょっとお聞かせください。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 土木課の竹原でございます。よろしくお願ひします。

今、委員お尋ねのですね、緑の回廊線の管理の件でございます。

まず、街路樹の維持管理ということで、幾らぐらいかかっているんだろうかというお話でございましたが、年間ですね、緑の回廊線につきましては1150万円、街路樹のですね、管理費として計上しております。

それと、パトロールの件ですけども、どこがやっているかということでございますが、パトロールにつきましては、八代シルバー人材センターさん、そちらにですね、委託をしております、業者さんというか、そういう八代シルバー人材センターに委託をして、高齢者の方でですね、パトロールをお願いしているということでございます。

あとですね、緑の回廊線のパトロール、どうしているかということでございました。

基本的にはですね、職員によって目視とかなりますけれども、よくですね、あそこは歩行

者と自転車ですね、専用道路でございます。私達も自転車で行ったり、歩いたりするんですけど、そのときも見ますし、基本的にはですね、あと、住民の皆様からですね、情報をいただいて、補修等を計画しております。

ただ、この緑の回廊線につきましては、今ですね、サイクルツーリズムという事業がございます、自転車道をですね、今整備をしているのがありまして、今年からですね、令和4年度から、八代駅側のほうから自転車道の整備をしているところでございます。

引き続きですね、こちらにつきましても、今後ですね、整備していきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） すみません、分かりました。

じゃあ、次に、いいですかね。

94ページですね、橋梁長寿命化修繕事業ですね、これ、国のほうで、これまでたくさんですね、支出金が出て、本市もその都度、いろんなところで、この橋梁の長寿命化についてはやられてこられたと思います。

これまでの実績と、あとどのぐらいの橋梁が残っているのか、大体で結構でございますが、進捗度が分かるような説明を、ちょっとお聞かせください。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） すみません、橋梁長寿命化事業の進捗状況ということでございます。

現在ですね、八代市にございます、橋長が2メートル、2メートル以上の道路がですね、対象となりますけれども、全体で1860橋ございます。

昨年の年度末の時点でございますが、健全性がですね、1から4まであります。1判定、2判定、3判定、4判定。そのうち、3判定以上になりますと、何らかの対策を講じなければい

けないということになっております。

全橋梁1860橋のうち、昨年度末ですね、3判定以上の橋梁が101橋ございました。

委員のほうから進捗状況ということですね、お尋ねがあったんですけども、一応この点検をですね、毎年毎年やって、健全度が判明しますもんですから、常に、こう動いていきます、悪いですね、3判定以上が。今ですね、平成26年から、現在令和4年度まで9年間、橋梁のですね、補修工事を行ってまいりましたけれども、現在ですね、36橋の補修工事が終わっているところでございます。

以上、お答えとします。（委員太田広則君「はい、分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業ですけども、令和5年度は3000万円の計上が、案として出されてますが、令和4年度の実績と、10件分で3000万円ということですけども、その10件は、もう見込み、申請が確実に見込まれるものかどうか、この2点お聞きしたいと思います。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 土木課、竹原でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業の件でお尋ねがありました。

令和4年度の実績でございますが、実績として10件ございました。

予算はですね、当初がですね、600万円取っていましたが、その後補正で、その都度申請がございまして、補正でですね、1800万円追加しまして、合計、令和4年度につきましては2400万円の予算としております。

令和5年度の予算でございますけれども、今

現在7名の方から御相談を受けております。今年の実績も含めてですね、来年、今の御相談と、今年の実績を踏まえまして、来年度10件程度の予算をですね、当初から組ませていただいているというところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ありますか。

○委員（太田広則君） 100ページですね、公営住宅ストック総合改善事業で、工事請負費が1億2039万5000円上がってますが、流藻川団地給水設備等改修工事ということで、一般質問で、非常に流藻川団地の水の流れが悪いと。特に、私のほうは平屋を意識して質問した経緯がございますが、この1棟から4棟というのは、もしかしたら、こっちの4階建てのほうかなあという気がするんですが、この工事の詳細を少し教えてください。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 住宅課、早木です。

流藻川団地はですね、昭和46年から50年度にかけて建設をされました簡易耐火造平屋建て、これが31棟の135戸と、昭和49年度、50年度に建設をされました中層耐火建て三階建ての4棟72戸から成ります。

当団地はですね、建設から既に45年以上経過をしておりますので、給水設備の老朽化が進んでおりまして、水の供給に支障を来す状態となるおそれがございます。今も、揚水ポンプの急な故障とかですね、ありまして、担当職員が対応しているような状況なんですけども、そこで、令和2年度に改定をいたしました第2期八代市営住宅長寿命化計画に基づきまして、給水設備の改修を行い、施設の長寿命化と日常生活の円滑化を図るということでございますが、令和4年度に平屋の設計を行いまして、今年度で

すね、平屋造りのほうの設計を行いまして、令和5年度に改修更新、それから、3階建ての設計を、また、令和5年度に行いたい。令和6年度に3階建てのほうの改修工事を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 分かりました。ありがとうございます。

それから、関連して、修繕費で650万円ですすね、流藻川団地浴室改修というのが上がりますが、畳張り替えも同じですが、何戸ずつぐらいありますでしょうか。

○住宅課主幹兼市営住宅係長（吉野文博君）

住宅課の吉野です。よろしくお願ひいたします。

太田委員御質問の件ですけれども、流藻川団地の浴室改修につきましては、令和4年度で、一応10戸程度、予算は見ております。

それと、畳の張り替え事業に、——畳の床替えですね。事業につきましては、令和5年度につきましては、一応高島団地を見ておりまして、17戸程度の団地の畳床の取替えを予定しております。

以上です。

○委員（太田広則君） 高島団地が畳の張り替えちゅうことですね。

これ、すみません、空いてるところをするのか、それとも現存、住んでらっしゃるところをやるのかっていう。

○住宅課主幹兼市営住宅係長（吉野文博君）

今の御質問ですけれども、市営住宅に入居年数が30年以上経過していらっしゃる、連続して経過していらっしゃる方を対象に、この畳替えの事業は行っておりますので、入居していらっしゃる方ということになります。

以上です。

○委員（太田広則君） ありがとうございます。

委員長、もういっちょ。

すみませんね、何でそういうことを聞くかという、公営住宅法で、お風呂のほうですね、これは浴室の改修と、浴槽が壊れたら、個人だろうと思ってるんですけど、その浴室改修は、お風呂の部屋を改修するというふうに捉えていいんですか。浴槽じゃないということ、ちょっと明確に確認したいんですが、浴槽の場合は市民、個人負担になるのかということも含めて、お願いします。

○住宅課主幹兼市営住宅係長（吉野文博君）

今の御質問ですけれども、浴室の防水塗装等の改修工事になっております。下の階に水が漏れたりしないような形の改修工事になっております。

浴槽と風呂釜等については、もう個人さんの御負担ということになっております。

以上です。

○委員（太田広則君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 今回の当初予算を説明された職員の方々、大変御苦労さんでした。

といいますのは、やはり国県の支出金というのがですね、もう多くなってきとるとい、そういう事業が多いということと単独の事業というのはですね、なかなかの予算・財政面もありまして、そんなに多くは膨らんでないときに51億円というですね、この、やっぱり当初予算、建設部のですね。大変少ない職員の中で、技術者の中でもですね、対応されるということでもありますので、まずは健康管理で、そしてまた委託先、そしてまた受入れの事業者の方々に

対してもですね、なるだけならば、その技術の向上を含めて、職員としたらですね、職員に私が意見を言う中では、やはり流用は少しは避ける。けども、流用しなければいけないところはしなきゃいけない。不用額を出すときには出してもいい。そのような体制の中でですね、なるだけならば、繰越しがあるけれども、繰越しをなるだけならしないような体制をしていこうかという、沖田部長の下で、これから1年間、この8号の予算でですね、市民生活が安全ですばらしい事業ができるようにしていただきたいと思えます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 交通安全施設整備事業の関連で、意見を述べさせていただきたいと思えます。

声かけ事案とか、不審者の案件が報告されますけども、車に連れ込みとか、そういった事件はですね、ガードレールがあれば、すぐ抑止力が働くそうです。

交通安全の見地もしかりですけども、防犯の考えも取り入れて、整備をしていただければと思えます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 2点あります。1点ですけど、最初に、都市機能のグランドデザイン化ということが、もう目前に、今から進んでいくわけですけど、今見てて、やっぱり市営住宅というか、公営住宅の、やっぱり整備事業、ずっと続いていくわけですが、どこかでは、やっぱり中長期も見据えてですね、やっぱりコンパクトシティ化を見据えた都市計画になっていくのならば、ある程度、もう古いところからは、新しいコンパクトシティのほうに移行するのも、やっぱり視野に入れながら整備をしていく

べきかなと。やっぱり必要なところにお金を使って、そろそろ、住んでる方にとってみればですね、そこを離れる形になるか分かりませんが、やっぱり集約化していく中に、やっぱり公営住宅は、住宅団地とか、そういうのを持っていくべきかなと思いますので、長い目で見ると、そういったところを、やっぱりちょっと視点的にですね、整備を、やっぱり考えていくべきかなと、ちょっと予算的には感じたところです。

今から始まることなので、駅周辺なのか、少し外れた拠点のところになるのか、その辺を今から議論されていくのかなと思います。

それから、2点目ですけど、最初のお話、沖田部長のお話の中に、やっぱり最近はまだ発注件数がどんどん増えてきていると。やっぱり豪雨災害やら何やらの絡みもありますが、それ以前にですね、やっぱり非常に八代も傷んでるといふふうにとって必要な場所があるという認識だろうなと思いますが、やっぱり労働者不足は、どうしても集中すると、なかなか工事が遅れてしまう。そういった中で、大変だなと思います。予算はつけても工事が進まない。非常に大変な時期かなと思います。

私が知ってる業者の方からですね、どうしても今回の予算が、実際予算化されて、実施されていくのは、やっぱり下期なんですね。そこまで、下期からは、また仕事が増えると。木村さん、4月、5月、6月はどやんかならんとですかと。ここは、昔からそうなっているとは思いますが、構造的に、そこは予算が新しいのがつくって、動き始めれば、どうしても下期になるならば、前年度から次の年の上期に当たるところも予算を組んどってくれよと。要は、総括で言われました平準化です。ここはやっぱり地域の業者は、やっぱり年間通して仕事をもらえたほうが、非常に喜ばしいということですので、その標準化の配置をですね、予算も含めて

やっていただければ、業者さんは非常にいいのかなと思っております。

これはお願いになりますけど、よろしく願いいたします。

○委員（太田広則君） 先ほど4つですね、質問させていただきました。本当に建設部はですね、予算もさることながら、やるべき事業がですね、本当大変だと思います。

老朽危険空き家、先ほどの財産放棄のね、30件ぐらい、まだ放棄して進まないということがございました。

それから、道路維持、しっかりですね、緑の回廊線、これは皆さんが通っているから、よく分かるかと思います。私だけじゃないです、この意見はですね。しっかり自分のふだん通っていらっしゃるところであるならば、目をつけていただきたいなあというふうに思います。

それから、橋梁長寿命化ですね、まだまだ、その都度出てくるということですね、予算の取り方が非常に難しいと。突発的にですね、壊れる場合もありますし、徐々に壊れていく場合もあります。非常にその辺が、判断が難しいところだし、その都度国のほうもですね、予算をつけておりますけれども、しっかりとした、やっぱり検査ですね、事前検査というのに力を入れていただきたいなあというふうに思います。

最後の市営住宅、これは流藻川団地、昭和45年ということで、流藻川団地に限らず、本市の市営住宅は本当に老朽化しております。したがって、いろんなところで畳替えだったり、お風呂が壊れたり、本当ここにはお金がかかるかというふうに思いますけれども、適材適所にしっかりと予算をつけてですね、冒頭部長が言われた、安心・安全なという観点でですね、進めていっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午後1時51分 小会)

(午後1時52分 本会)

◎議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(福浦亮二君) 皆様、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道総務課の福浦でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○下水道総務課長(福浦亮二君) それでは、議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につきまして、まず、予算書の説明の前に、八代市農業集落排水処理施設事業の概要について説明させていただきます。

この事業は、農業集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的として、東陽町と泉町の中心部で実施しております。

東陽町が平成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度から8年度までで建設事業を完了しており、現在は使用料の徴収や施設の維持管

理などが主な業務となっております。

令和3年度末の東陽町と泉町を合わせた処理区域内人口は1780人、水洗化人口が1475人で、水洗化率は82.9%となっております。

令和4年度は、全体で1世帯の新規接続がっておりますが、地域全体の人口減少に伴い、農集区域内の水洗化人口も減少している状況でございます。令和4年度末の水洗化率は、3年度末と同程度を見込んでおります。

このような状況の中で、令和5年度予算も引き続き農業集落の生活環境の向上のための排水処理施設の維持管理費が主なものとなっております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の内容について、御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条、第1項で、それぞれ8991万3000円と定めております。この額は、前年度より88万8000円の減額となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、3ページの第2表、地方債のとおり、限度額を公営企業会計適用債は70万円、資本費平準化債は880万円として、起債の方法を証書借入れ、または、証券発行とし、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、4ページからの説明書を基に、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金20万円は、新規ます設置者に対して、条例に基づき、1世帯当たり10万円を徴収しておりまして、前年度と同様、2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では3832万円を計上しております。これは、令和5年4月使用分からの使用料改定により、前年度より196万円の増となっております。

7ページをお願いいたします。

款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金4187万4000円は、農業総務費からの一般会計繰入金で、前年度より45万円の減となっております。これは、長期債の元利償還額の歳出減が主な要因でございます。

8ページをお願いいたします。

款6、項1・市債、目1・農業集落排水事業債950万円は、資本費平準化債及び公営企業会計適用債でございまして、240万円の減となっております。

資本費平準化債は、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、本事業における負担の一部を後年度に繰り延べるためのものがございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費4357万7000円は、農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。増額している理由といたしましては、処理場及びマンホールポンプの電気料や施設管理業務委託、公営企業会計に移行するためのシステム改修費用などが主な要因でございます。

主な内訳は、職員1名分の人件費834万5000円、東陽地区一般事務事業で2290万

5000円、これは主に、維持管理経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料、設備修繕、脱水汚泥収集運搬料、施設の維持管理業務委託などがございます。

また、泉地区一般事務事業で1232万7000円を計上いたしております。これも、東陽地区と同様、維持管理経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料、施設修繕、汚泥引き抜き手数料、施設の維持管理業務委託などが主なものでございます。

次に、款2、項1・公債費4633万6000円は、長期債償還元金が4327万円、長期債償還利子が306万6000円でございます。前年度より363万9000円の減額となっており、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次の10ページから15ページまでは、給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

農業集落排水整備事業債の前年度末現在高見込額が1億9422万2000円、当該年度中起債見込額が950万円、同年度中、元金償還見込額が4327万円でございますので、当該年度末現在高見込額は1億6045万2000円でございます。

農業集落排水処理施設事業につきましては、施設の長寿命化と施設更新・整備に要する費用の平準化を図りながら、計画的な経営を目指し、使用料収入の確保や適切な維持管理による経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 事業の年度はいつ頃から、これは始まったかな、この事業。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） こんにちは、上村です。

東陽地区におきましては、平成12年度から供用開始しております。

泉地区につきましては、平成8年度からになっております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 山本委員、よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第13号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。引き続き、よろしくお

願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） それでは、議案第13号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算につきまして、まず、予算書の説明の前に、八代市公共浄化槽等整備推進事業の概要について説明させていただきます。

この事業は、八代市が設置主体となって、浄化槽を東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地域で整備し、雑排水等を処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもので、東陽町は平成13年度から、泉町は平成14年度から、それぞれ実施しております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算の内容について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条、第1項で、それぞれを5217万8000円と定めております。この額は、前年度より150万5000円の増額となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、3ページの第2表、地方債のとおり、限度額を公共浄化槽等整備推進事業は460万円、公営企業会計適用債は70万円とし、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、4ページからの説明書を基に、主なものを説明いたします。

おめくりいただきまして、6ページをお願い

いたします。

歳入でございます。款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・公共浄化槽等整備推進事業費分担金50万円は、合併処理浄化槽を市で設置する際、条例に基づき、1基当たり10万円を徴収しております。令和5年度は、10人槽1基の設置要望があり、合わせて5基分を見込んでおります。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・公共浄化槽等整備推進事業使用料では2785万1000円を計上しております。これは、令和5年4月使用分からの使用料改定により、前年度より110万4000円の増となっています。

7ページをお願いいたします。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・公共浄化槽等整備推進事業費国庫補助金187万4000円は、浄化槽整備に関する補助金で、基準額の3分の1が交付されるものです。

款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金1664万円は、前年度より204万5000円の減となっております。繰入金は、生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費や公債費などに充当しております。

8ページをお願いいたします。

款7、項1・市債、目1・公共浄化槽等整備推進事業債530万円は、新規予定設置基数5基が対象となります。190万円増額につきましては、従来の4基に加え、泉地区に10人槽1基を設置することが、主な理由でございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、項1・公共浄化槽等整備推進事業費、目1・浄化槽総務費3815万2000円は、浄化槽施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でござ

います。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員1人分の人件費と東陽地区及び泉地区一般事務事業に必要な費用でございまして、東陽地区一般事務事業1056万4000円は、浄化槽147基分の法定検査手数料や維持管理委託料などが主なものでございます。

泉地区一般事務事業1825万円は、東陽地区と同様に、浄化槽259基分の法定検査料手数料や浄化槽維持管理委託料などが主なものでございます。

目2・浄化槽整備費774万7000円は、浄化槽を整備するのに必要な費用でございまして、右側の説明欄に記載の東陽地区整備事業274万8000円は、新規浄化槽設置工事2基分、また、泉地区整備事業499万9000円も同様に、新規浄化槽設置工事3基分が主なものでございます。203万9000円増の理由は、歳入でも申し上げましたとおり、泉地区に10人槽を設置することが主な理由でございます。

款2、項1・公債費、目1・元金が525万3000円、目2・利子が102万6000円でございます。

なお、地区ごとの内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

10ページ、下段をお願いいたします。

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。公共浄化槽等整備推進事業債の前年度末現在高見込額が6990万5000円、当該年度中起債見込額が530万円、当該年度中、元金償還見込額が525万3000円でございますので、当年度末現在高見込額は6995万2000円でございます。

公共浄化槽等整備推進事業につきましては、今後も適切な維持管理や使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第13号・令和5年度八代市公

共浄化槽等整備推進事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第13号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決しました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後2時13分 小会）

（午後2時14分 本会）

◎議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 下水道総務課の福浦でございます。隣が、下水道建設課長の奥村でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の総則で、令和5年度八代市下水道事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわ

ち、第2条から第10条に定めるところによるとしております。

第2条、業務の予定量でございます。令和5年度末の予定として、処理区域内人口を6万415人、処理区域面積を1881ヘクタール、水洗化人口を5万3951人、年間総処理水量を699万7986立方メートル、年間有収水量を586万4313立方メートル、また、主要な建設改良事業といたしまして、管渠施設整備費を14億901万3000円、ポンプ場施設整備費を1295万9000円、水処理センター施設整備費を2億9028万2000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・下水道事業収益で36億5220万3000円、内訳としまして、第1項・営業収益で16億6149万8000円、第2項・営業外収益で19億9070万2000円、第3項・特別利益で3000円を計上しいたしております。

次に、支出でございます。第1款・下水道事業費用で31億7872万6000円、内訳としまして、第1項・営業費用で28億9767万円、第2項・営業外費用で2億7505万4000円、第3項・特別損失で100万2000円、第4項・予備費で500万円を計上いたしております。したがって、差引き収支は4億7347万7000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・資本的収入で24億6952万4000円、内訳としまして、第1項・企業債で13億9040万円、第2項・補助金で8億3831万1000円、

第3項・受益者負担金及び分担金で6232万8000円、第4項・他会計負担金で1億7848万5000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款・資本的支出で34億9535万9000円、内訳としまして、第1項・建設改良費で17億4057万7000円、第2項・企業債償還金で17億5378万2000円、第3項・予備費で100万円を計上いたしております。したがって、差引き収支は10億2583万5000円の財源不足を見込んでおります。

なお、4条の括弧書きである資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億2583万5000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億809万6000円などで補填するものとしています。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書で御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございます。施設整備に伴う建設改良企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債を合わせて13億9040万円を限度額として設定しております。

第6条は、一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、予定支出の各項の経費の金額のうち、項と項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間のみであることを定めております。

5ページをお願いいたします。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費1億9442万8000円を定めております。

第9条は、他会計からの補助金としまして、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額、い

わゆる基準外の繰入金は2億231万1000円を予定しております。

第10条、利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち2億4932万円を先ほどの第4条、括弧書きにあります資本的収入の不足を補填するため、減債積立金として積み立て、処分することをあらかじめ定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

一枚めくっていただきますと、地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、9ページから13ページまで予算の実施計画、14ページに予定キャッシュフロー計算書、15ページから19ページまで令和4年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、20ページから22ページまで令和5年度の予定貸借対照表を掲載いたしております。

それでは、令和5年度予算の詳細につきまして御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算明細書でございます。

まず、収益的収入でございます。款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で12億6296万8000円、目2・雨水処理負担金で2億5782万7000円、目3・その他営業収益で1億4070万3000円を予定しております。

下水道使用料が増額となっておりますのは、令和5年4月使用分より実施します料金改定による影響が主な要因でございます。

また、雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る基準内の一般会計繰入金で、その他営業収益が増額となっておりますのは、令和5年度より一般会計より事業を移管します浄化槽汚泥処理施設の維持管理負担金など、関連収入の増によ

る影響が主な要因でございます。

24ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金で7億5203万2000円は、汚水分の元利償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金でございます。

目4・長期前受金戻入で12億1160万4000円が、その主なものでございます。

次の項3・特別利益の説明は省略させていただき、25ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で7404万6000円を予定しております。管渠費は、管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは節区分一番上の修繕費1974万5000円で、右側の説明欄に記載のマンホールポンプ等の修繕を、また、2つ下の委託料4281万円で、マンホールポンプ清掃等業務委託や麦島雨水幹線清掃業務委託、下水道台帳作成業務委託などを予定しております。

次に、目2・ポンプ場費6580万5000円は、市内6か所にあります雨水及び汚水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。主なものは、節区分下から3つ目の委託料2695万1000円で、麦島ポンプ場浚渫委託などを予定しております。

26ページをお願いいたします。

目3・水処理センター費5億6727万4000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。主なものは、右側の説明欄に記載の一般職6名分の人件費のほか、節区分、中ほどの修繕費988万7000円で、沈砂洗浄タンク排砂弁取替などを、3つ下の委託料4億2856万3000円で、従来の水処理センターの施設運転業務委託などに加え、先ほど収入のほうでも説明いたしましたが、浄化槽汚泥処理施設の移管に伴い、管理に必要な施設運転業務委託や汚泥処理業務委託などを新たに

予定しております。

次に、27ページの目4・流域下水道管理費1億5239万8000円は、千丁及び鏡処理区を含む八代北部流域下水道において、県が設置している八代北部浄化センターや幹線管渠などの維持管理費を構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担する八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目5・総係費1億6585万7000円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。主な費用は、一般職10名分の人件費のほか、節区分下から6番目、委託料4010万円では、右側説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託などに加え、新たに下水道料金徴収事務等委託業務を3つ下の補助金600万円で、下水道への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金を予定しております。

28ページをお願いいたします。

目6・減価償却費は18億5706万8000円でございます。内訳は、有形固定資産減価償却費で18億152万円、無形固定資産減価償却費で5554万8000円でございます。

次に、目7・資産減耗費は1522万1000円でございます。

次に、項2・営業外費用、目1・支払利息及び企業債取扱諸費で2億7505万3000円は、企業債及び一時借入金の利息でございます。

次に、29ページの項3・特別損失、目2・過年度損益修正損100万円は、過年度分の下水道使用料調定減に伴う特別損失でございます。

次に、項4・予備費では、前年度と同様500万円を予定しております。

30ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。まず、収

入でございますが、款1・資本的収入、項1、目1・企業債で13億9040万円を予定しております。内訳は、令和5年度の建設改良に伴う企業債10億5400万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債3億3640万円でございます。昨年度より5720万円増加しておりますのは、未普及地域への整備促進による管渠布設工事費の増加によるものでございます。

次に、31ページの項2・補助金、目1・国庫補助金6億3600万円は、建設改良に伴う国庫補助金であり、補助率は2分の1を予定しております。

目2・他会計補助金2億231万1000円は、汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

国庫補助金につきましては、企業債と同様に建設改良費の増により増額となっており、また、基準外繰入金である他会計補助金につきましては、経費の縮減や料金改定を行うなど、経営改善を図ることで、徐々に減らしていくこととしており、5364万円の減となっております。

次に、項3・受益者負担金及び分担金、目1・受益者負担金5368万4000円と目2・受益者分担金864万4000円は、下水道の供用開始に伴う八代処理区、鏡処理区の受益者負担金及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金でございます。受益者負担金及び分担金が、昨年度より2328万4000円増加しておりますのは、賦課予定件数の増によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

項4・負担金、目1・他会計負担金1億7848万5000円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が1億7733万円及び汚水管渠造工事に伴う水道事業からの同時施工負担金である

水道事業負担金が115万5000円でございます。

次の33ページからは、資本的支出でございます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で14億901万3000円を予定しております。これは、管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職12名分の人件費のほか、節区分、中ほどの委託料3064万円では、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託（通常分）で、3処理区合わせて1300万円、また、管渠築造工事に伴う設計業務委託（ストックマネジメント分）で、八代処理区分として1764万円を予定しております。

節区分3つ下の工事請負費の12億1241万円については、管渠築造工事で、八代処理区分として8億9560万円、千丁処理区分として1億2200万円、鏡処理区分として1億6300万円、3処理区合わせて11億8060万円を予定しており、八代処理区では、麦島・宮地地区で約7.1キロメートル、千丁処理区では、古閑出地区で約0.6キロメートル、鏡処理区では、両出・貝洲地区で約1.4キロの合計約9.1キロの整備を予定しております。

また、管渠築造工事（ストックマネジメント分）は、八代処理区分で3181万円を予定しており、整備後の年数が経過している中心部付近で老朽化が著しいと診断結果が出ている部分を予定しております。

節区分の下から2つ目、補償補填及び賠償金6540万円では、管渠築造工事に伴う地下埋設物等移設補償費で、3処理区それぞれ予定しております。

なお、公共下水道事業予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

次に、目2・ポンプ場施設整備費1295万

9000円の主なものは、委託料800万円で、中央ポンプ場改築工事委託を予定しております。

また、大幅に減額となっておりますのは、中央ポンプ場改築工事委託が減少したことによるものです。

34ページをお願いいたします。

目3・水処理センター施設整備費2億9028万2000円の主なものは、委託料4600万円で、受変電設備詳細設計や浄化槽汚泥処理施設改築実施設計委託などを、また、工事請負費2億4326万8000円で、繊維利活用システム設置工事などを予定しております。

次に、目4・流域下水道建設費2541万6000円は、八代北部流域下水道建設負担金であり、八代北部浄化センター改築更新工事などの建設費が予定されており、構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担金を支払うものでございます。

次に、項2、目1・企業債償還金17億5378万2000円は、これまで借り入れた企業債の償還元金でございます。

項3、目1・予備費では100万円を計上いたしております。

次に、35ページから42ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、43ページと44ページに注記を記載しております。これは、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、重要な会計方針に係る事項と予定貸借対照表に関する注記を記載しております。

下水道事業につきましては、令和5年度も浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道事業の実現のため、健全経営に努めてまいりま

す。

以上で、議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 34ページ、水処理センター施設整備費、新規事業で繊維利活用システム設置工事2億円、これは、その繊維を利活用して、どのようなことになるのでしょうか。教えてください。

○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君） 水処理センターの西尾と申します。よろしく願いいたします。

委員お尋ねの繊維利活用システムでございますが、こちらは、消化槽を持つ、私たち水処理センターなんですが、水処理で出た汚泥をですね、最後脱水して、脱水汚泥にする際に、非常に絞りにくい、難脱水性の汚泥でございます。消化槽で繊維分がなくなってしまいますので、絞りにくくなってしまうということでございます。

これを解決するために、汚水の一番最初の段階で、繊維を取ってしまっただけを取り除いて、最後脱水するところに添加するというので、脱水性が非常に向上するというものでございます。これによって、脱水した脱水汚泥が、含水率が非常に下がりますして、処理コストがかなり軽減されるというものでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（太田広則君） 大体、その処理コストって分かるんですか。

○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君） 委員お尋ねの効果と申しますか、コストと申しますか、そちらにつきましては、基本的に、最終的な汚泥の含水率が、現状の八

二、三%、100%のうち82%は水でございます。頑張って絞っても、そのぐらいなんです。これを導入しますと、74%ぐらいまで落ちますので、処理費用が約3割ぐらい落ちるといふことでございます。

現状6000万円ほど、脱水汚泥の処理費がかかっておりますので、この部分が3割削減されるということでございます。

それに薬品の添加とかです。それに伴う人件費、いろんなものが下がっていきますので、かなり効果があるものと思われま。

以上です。

○委員(太田広則君) 分かりました。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第20号・令和5年度八代市下水道事業会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午後2時45分 小会)

(午後2時46分 本会)

◎議案第23号・市道路線の廃止について

◎議案第24号・市道路線の認定について

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第23号・市道路線の廃止について及び議案第24号・市道路線の認定については、関

連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、2件について、一括して説明を求めます。

○理事兼土木課長(竹原彰吾君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)土木課の竹原でございます。

議案第23号・市道路線の廃止についてと議案第24号・市道路線の認定について、につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○理事兼土木課長(竹原彰吾君) それでは、議案書によって説明させていただきます。

まず、議案書の5ページをお開きください。

今回は、廃止につきましては、路線番号2162号、本町一丁目1号線の1路線となります。

市道路線の起点・終点の変更を行うに当たっては、道路法に基づき、一旦、市道路線を廃止した後、改めて認定を行うという手続が必要となりますことから、当該路線について廃止を行うものでございます。

位置図を6ページに示しておりますので、御確認ください。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

まず、路線番号2162号、本町一丁目1号線については、8ページの位置図に示してありますとおり、東側の旧堤防の市道、本町一丁目新町線に接続しますが、一部認定されていない区間があったため、その分の延長を延ばすべく、先ほど廃止した路線について、再認定をお願いするものであります。

次に、路線番号354号、下有佐田中線であります。

位置図を9ページに示しておりますので、御覧

ください。

本路線は、鏡町下有佐の北部に位置し、市道上鏡下有佐線から市道大力線へと接続する、幅員が2.5から2.8メートル、延長140メートルの里道であります。

南側に位置する保育園の園児等の送迎や散歩等の園外イベントに日常的に使用されておりますが、現況道路が狭く、車両の脱輪事故が多発しており、園児の歩行利用の際には、車両の通行自体が困難な状況となっております。

園児の安全確保と車両の安全な通行のため、地元より道路拡幅の要望が提出されていますが、要望を受けまして、本市としましても、拡幅改良工事を予定していることから、今回、市道認定を行うものであります。

以上で、議案第23号・市道路線の廃止について、議案第24号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第23号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第24号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本

案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後2時50分 小会）

（午後2時51分 本会）

◎議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木でございます。よろしくお願申し上げます。

それでは、私のほうから、議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 失礼します。

それでは、議案書の19ページから20ページ、それから、お配りをいたしております委員会資料、右肩に本日の日付、令和5年3月14日、建設環境委員会、議案第29号、建設部住宅課と記した資料を御覧ください。

この資料の3ページをお開きください。

まず、今回の条例改正の1、改正の理由と2、改正の概要について御説明をいたします。

今回の八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、次の3点の改正をお願をいたしております。

まず、1点目は、条例第6条第4項の一部改正、すなわち老人等が単身で入居する場合の市営住宅の規格の改正についてでございます。

この条項は、市営住宅に60歳以上の入居希望の方や障害者手帳をお持ちの方及び生活保護

を受給していらっしゃる方等が単身で市営住宅に入居する場合について定めたものでございます。

現行条例では、老人等が単身で入居する場合の規格は、居室数が2室以下またはその住戸専用面積が29平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難い特別の事情のある場合には、この限りではないと定めております。

現在、単身で入居可能な市営住宅は、井揚団地、流藻川団地、鏡町の中次団地、泉町の下岳上団地の4団地としておりますが、居室数が3室の住宅も含まれており、また、いずれも住戸専用面積が29平方メートルを超えており、現行条例との相違がございますので、第6条第4項ただし書にて運用をいたしております。

そこで、単身で入居が可能な市営住宅の居室数と住戸専用面積の制限を廃止し、これを市長が別に定めるとし、また、同項ただし書の削除を今回お願いするものでございます。

これによりまして、実際の運用に合わせる形で条例を改正することにより、団地の実情等を考慮した有益な規格に変更したり、既存の市営住宅の中で、単身の入居が可能な団地を増やしたりと、今後増加が見込まれると思われ単身での入居を御希望の方々の様々なニーズに対応することができるものと考えております。

次に、2点目は、条例第33条第1項第5号の一部改正、すなわち入居名義人が死亡または退去した場合に、入居継承が認められない者に対する明渡し請求についての改正でございます。

第33条第1項には、市営住宅の明渡しを請求できる場合として、各号に掲げる7つの事由があり、このうち第5号には、本条例第20条から第26条の規定に違反したとき、と定めがございませ

また、条例第27条には、入居者が死亡し、

または退去した場合に当該入居者と同居していた者が、引き続き居住しようとするときは、市長の承認を得なければならない、と定めており、部屋に住み続けるには、入居承継の承認を得なければならないと規定をしております。

これまで、市営住宅の明渡し請求ができる事由の中に、この第27条の規定、すなわち入居承継に違反している場合は含まれておりませんでしたので、入居名義人が死亡または退去した後に、市長の承認なく、依然として住み続けておられる場合には、市と賃貸契約を結ばないままの占有、つまり民法上の不法行為による事由として、口頭による部屋の明渡しを求めています。

今回、より実情に合わせた規定となりますように、第33条第1項第5号の第20条から第26条の部分に第27条を含め、第20条から第27条と改正することにより、市長の承認なく住み続け、明渡しの求めに応じない場合には、明確な条例違反として、損害金の請求や裁判所への訴えの提起が可能となりますので、早期の解決につながるのではないかと考えております。

さらに、3点目でございますが、市では、令和2年7月豪雨により被災をされ、自力で再建が難しいとお考えの被災者の方々のために、坂本町の4か所に災害公営住宅の建設を予定し、そのうち3か所で建設を進めておりますが、建設が完了し、供用開始することに伴い、その3か所の名称及び位置、その他関連する事項について、条例及び規則に定めるものでございませ

具体的には、条例第47条に駐車場の管理について定めがあり、さらに第57条に、駐車場の使用料に関する定めがございませ

の位置、駐車場の月額使用料金をそれぞれ追加するものでございます。

なお、資料の3の改正分と現行との新旧対照表は、資料の4ページに掲載をいたしております。

また、4の公布の時期でございますが、条例の公布の日から施行するといたしております。

さらに、別表の改正規定につきましては、規則で定める日から施行するといたしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまの部分について質疑を行います。質疑があればお願いします。

○委員（太田広則君） 一般質問したので、よく分かってるんですが、公布後ですね、この条例改正案が承認されて、公布されてからの周知は、高齢者が単身とか、あと、承認が得られない、入居承継が認められない、ある程度コアな人に周知徹底になるかと思いますが、どのような周知徹底を考えられているのでしょうか。

○住宅課主幹兼市営住宅係長（吉野文博君）

周知徹底でございますけれども、今回条例を一部改正はいたしますけれども、今の現状と変わらないような状態にはなっておりますので、周知自体はそこまで必要ではないかとは感じております。

ただしですね、先ほど課長から説明がありました4団地が、今現在、単身で入居を可能としている団地があるんですけども、その団地を増やす場合につきましては、早めに、その団地の管理人ですとか、あとは入居を申込みされようとする方について、多分1年間ぐらいは猶予を持って、1年前ぐらいから説明をして、1年後に、その適用を開始するというような周知の期間が必要かとは思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（太田広則君） 今、係長かな、係長の答弁で、単身入居者の高齢者にとっては、質問でも言ったとおり、非常に朗報であるので、もっと積極的にですね、広報していただきたいなということをお願いしておきます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 説明の中で、現行と改正たいな、6条のところですよ。目を通してください。市長が別に定めるという、これを変えなければいけない最大の理由は何だったんですか。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） まず、居室数とですね、それから、面積が29平方メートル以下でないといけないところでやっておりましたけれども、実際の居室数がですね、2室以下は、市の市営住宅の中ではないんですね。あったとしても、ごく少数だったということと、29平方メートルを、もう超えているような住宅を御案内してたということで、条例とですね、実際の運用と、そごがあったということが最大の理由かと思えます。

○委員（山本幸廣君） 何年頃から。何年頃から。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 平成23年から4年ぐらいですので、もう10年以上はこの状態が続いていたということになります。

○委員（山本幸廣君） 市長が定めるという、別に定めるといふことですので、赤線には、もう定めるだけでよろしいということに理解して

よかつかな。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 現行条例である、その居室数が2室以下というのと、この面積の規定ですね、これを、まず削除をして、これにより難しい場合の事情のある場合というのもですね、削除して、市長が別に定めるというふうに改正をするということでございます。

（委員山本幸廣君「何か分からんばってん、よか。オーケー」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） それを緩和するということと理解していいのね。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） そうですね、はい。

○委員長（上村哲三君） だそうです、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 分かった。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後3時03分 小会）

（午後3時04分 本会）

◎議案第30号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第30号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あ

り）建設部次長兼建築指導課長の宮端でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

議案第30号・八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

説明資料が別途ございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

まず、改正理由でございますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を促進するため、建築物に関する法令等が改正されましたことに伴いまして、手数料を新たに規定する必要があることなどから、八代市手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正されました法令等は、資料の1番から3番までに記載しております建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等でございます。

次に、手数料条例の改正内容でございますが、1の建築基準法関係では、容積率の特例認定制度や建蔽率の特例許可、並びに高度地区における建築物の高さの許可制度が創設されましたので、手数料条例第2条第70号、第74号、第84号の項目を新設・追加しており、また、別表第9及び別表第11から別表第14までをそれぞれ文言の整理をしております。

2の都市の低炭素化の促進に関する法律関係と3の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係では、いずれも認定申請単位の変更と評価基準が新たに追加されたことにより、それぞれ、別表第16と別表第17に手数料の区分を新たに設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、1につきましては令和5年4月1日とし、2と3の分につきましては公布の日からとしております。

いずれも県内の特定行政庁で統一した内容で改正を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後3時08分 小会）

（午後3時10分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

（ごみ有料指定袋の商品形態の変更について）

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

それでは、ごみ有料指定袋の商品形態の変更について説明願います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 循環社会推進課、田中です。よろしく願いをいたします。

有料指定ごみ袋の商品形態の変更及び発注形態の変更について、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料のほうを御覧いただければと思います。

有料指定ごみ袋の商品形態の変更及び発注形態の変更について、まずは、現状ですけれども、本市の有料指定ごみ袋は、大中小の3種類であり、それぞれ年間の製造枚数は、以下の表のとおりとなっております。

発注については、入札で納入業者1社を選定し、納入業者から製造元へ発注をする形態を取っております。

納品は、年間の製造量を12か月に分割し、月1回程度納品が行われております。

本市の有料指定袋は、導入当初、平成11年度から、——すみません。からの後の、のが、1つ余計に入っております。削除のほうをよろしく願いいたします。平成11年度から現在の形態——10枚を1ロールとした、こちらの

商品形態となっておるものでございます。

2、問題及び懸案事項といたしまして、令和4年度の納品は、新型コロナウイルス及びウクライナ情勢などの影響から、一、二か月程度遅れが出ている状況となっております。令和4年12月に製造元から、生産体制がコロナ前に戻らないため、令和5年度分の全量の受注、製造のほうに難しい旨の申入れが、納入業者のほうにございました。

この状態で、例年同様の条件で入札——これは毎年3月初旬に行っておりますけれども、これを行った場合、不落になる可能性が極めて高い状態となりました。不落になった場合、店頭での商品の欠品が発生するおそれが非常に高い状況となりました。

以上のことから、対応策を検討いたしまして、令和5年度の発注については、欠品の発生を防ぐことを最優先とするため、現在の荷姿——ロール形式にこだわらず、当面の間は平袋入り、こちらのような、これは、——すみません、他市のサンプルですけれども、一般的なスーパーとかで売られているごみ袋の形態になりますが、こちらの形態での製造も可能としたものでございます。

4点目、その他といたしまして、現在、落札業者と打合せを行っております、現時点では、大袋、中袋、小袋とも、平袋入りの商品形態となる見込みとなっております。

令和5年度は、店頭ロール形態——これは令和4年度製造分となりますけれども、これと平袋形態——令和5年度製造分の2種類の有料指定袋が存在することとなります。

そのため、市民の混乱を招かないように、広報やつしろ5月号への記事の掲載、それから販売店が市内で約三百数十店舗ございます。こちらのほうの店頭掲示用のポップの作成などを行い、市民に混乱が招かないように、市民周知を十分に図っていくことと考えております。

以上、御報告とさせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 広報やつしろの5月号ということで、よろしかれば、市政協力員さんにな、徹底していただければ、大概違うんですよ。ほとんどごみ袋で、ごみ収集のところには、市政協力員さんが立っていただくので、なるべくなら、そういう方法もいいんじゃないかなと思いましたがね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 平袋にしたほうが、コスト高になるんじゃないですか、どっちがコスト高になるのか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） コストにつきましてはですね、ほぼ変わらないような見積りで出ております。今回は、あくまでも製造工場のほうの問題として、作れなかったという部分で、ただ、逆に言えば、原材料及び人件費等が上がっておる関係で、落札の価格につきましては、昨年よりも少し上がっておるという状況でございます。

○委員（太田広則君） ロール式は、ただ紙が貼ってあるだけじゃないですか。平袋のほうは、もう一つ袋がつくじゃないですか。理屈で考えても、絶対そっちがコストかかっていると思うんですけど、そこは違うんだろうか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 一般的には、この平袋のほうの商品のほうが多いございまして、こちらを作られる会社のほうが多いと。逆に言えば、そういう製造工場が多いところで、大量生産に、実際こちらのほうが、どうも向いているというところで、そのコスト差は、今のところあまり目立ったコスト差

というのはないという状況でなっております。

○委員（太田広則君） 余計なことだけど、平袋の場合は、取るときに、真ん中に穴が空いてないと、非常に取りにくいよね。そういうふうになってるのかな。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 今のところですね、この商品の片側の隅っこが開く形で、ここから抜くような形の商品形態で、今考えております。

○委員（太田広則君） それが確認できれば大丈夫です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） その件ですけど、CO₂の削減から、物流コストでいくとですね、今はもうロールは、はやらないです。全部平です。真四角、要は輸送コストの空間をなくすために、なるべく詰めれるとなると、もう丸型というのはやりません。できればですね、環境に優しいというのはどっちかというのは、やっぱ紙1枚か、新たにビニール1枚かですけど、CO₂の削減からいくとですね、あまりメリット的にはですね、丸はあまりよくな~~く~~なってくるのかなというところ、そういった方向でトラックに乗せる業者はですね、やっているみたいですから、そこは何とも言えませんが、私は平袋でも十分いけるかなと思っております。

○委員長（上村哲三君） 意見ですね。

○委員（谷口 徹君） 店頭に並ぶのは、大体いつぐらいになる見込みでしょうか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 現在の予定では、一番最初の問屋、製造、——すみません。発注先である問屋への納品がゴールデンウィーク明けを予定しております。

それから各問屋さんを経由して、末端の販売店になりますので、早いところで5月中・下旬から店頭で並ぶものかと思っております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、ごみ有料指定袋の商品形態の変更についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） そのほか当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） しばらく小会いたします。

（午後3時18分 小会）

（午後3時22分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

それでは、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、次回の本委員会は、八代市の生活排水についての管内調査のため、3月28日火曜日に開会いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午後3時22分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年3月14日

建設環境委員会

委員長